

山口県子どもの貧困対策推進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和3年3月

山口県

はじめに

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、県では「山口県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育や生活、就労の支援など総合的な対策を推進しています。

しかしながら、最新の国民生活基礎調査によると依然として我が国の7人に1人の子どもが経済的に困難な状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症の発生が子育て世帯に影響を及ぼすなど、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。



このため、私は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の改定内容や令和元年度に実施した「山口県子どもの生活実態調査」の結果、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、新たな「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

本計画においては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進」、「支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮」、「市町との連携による取組の充実」を基本方針に掲げ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための諸施策に一層取り組むこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、市町や関係団体の皆様と一体となって、子どもの貧困対策にしっかりと取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました県民の皆様、そして、山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

山口県知事 村岡嗣政

目次

第1章	山口県子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって	
1	計画策定（改定）の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
第2章	子どもを取り巻く現状と課題	
1	子どもの貧困率について	2
2	生活保護世帯について	4
3	ひとり親世帯について	5
4	就学援助について	8
5	子どもの生活実態調査について	9
6	課題のまとめ	25
第3章	施策の方向性	
1	基本目標	26
2	子どもの貧困に関する指標	27
3	施策体系	29
第4章	指標の改善に向けた具体的施策の推進	
1	教育の支援	31
2	生活の安定に資するための支援	37
3	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	43
4	経済的支援	45
第5章	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策	46
第6章	計画の推進	48
附属資料		
	第1期計画の取組状況	49

第1章 山口県子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって

1 計画策定（改定）の趣旨

我が国における子どもの貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成24年の過去最悪の16.3%から平成30年には13.5%と改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困難な状況にあります。また、子どもがいる現役世帯のうち、「大人が一人」の世帯の貧困率は48.1%で、子どもがいる現役世帯全体（12.6%）と比較して約4倍となっています。

こうした中、国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが規定されるとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが基本理念に明記されたほか、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

また、法第8条の規定に基づき平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策等をまとめた新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が令和元年11月に閣議決定されたところです。

大綱では、子供の貧困に関する39の指標が設定され、指標の改善に向けた重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の具体的な内容等が示されています。

本県においても、平成27年7月に「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、4つの柱をもとに具体的な施策に取り組んできたところですが、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることや、国の動向等を踏まえ、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定（改定）することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「都道府県計画」として位置付けます。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1 子どもの貧困率について

令和元年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成30年で13.5%と前回調査より0.4ポイント改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困難な状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、「大人が一人」の世帯の貧困率は48.1%と前回調査より2.7ポイント改善したものの、子どもがいる現役世帯全体と比較して約4倍となっており、「大人一人」で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮しています。

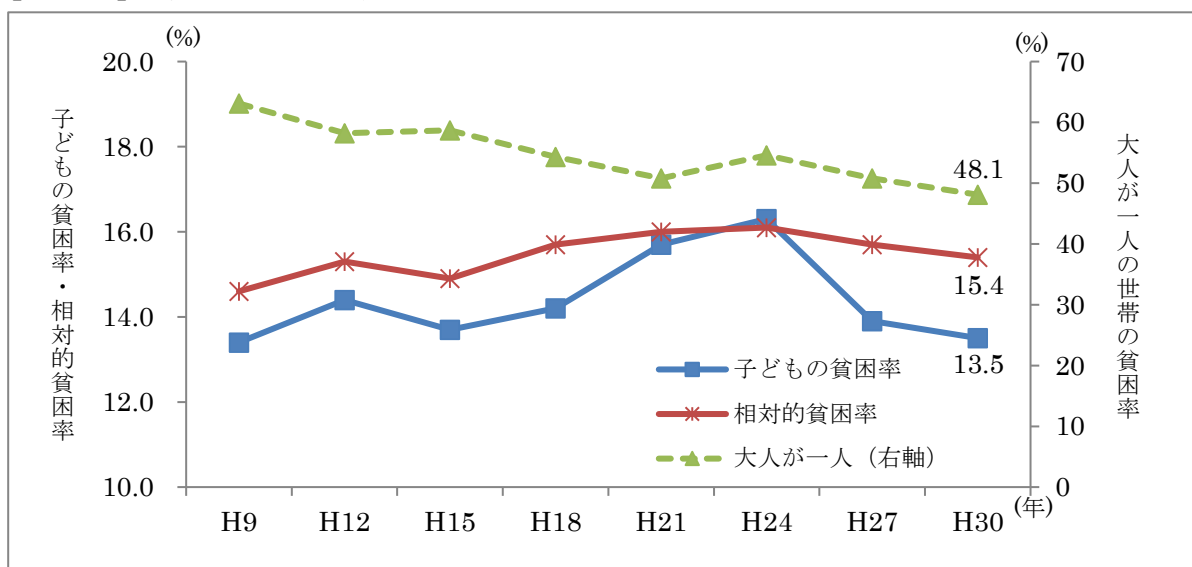
【表】 貧困率の年次推移（全国）（単位：％、万円）

	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5
子どもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7
等価可処分所得								
中央値 (a)	297	274	260	254	250	244	244	253
貧困線 (a/2)	149	137	130	127	125	122	122	127

- 注)1 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものです。
 2 平成27年の数値は、熊本県を除いたものです。
 3 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出されています。
 4 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。
 5 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除きます。

(国民生活基礎調査)

【グラフ】 貧困率の年次推移



【参考】子どもの貧困率について

相対的貧困率……貧困線を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

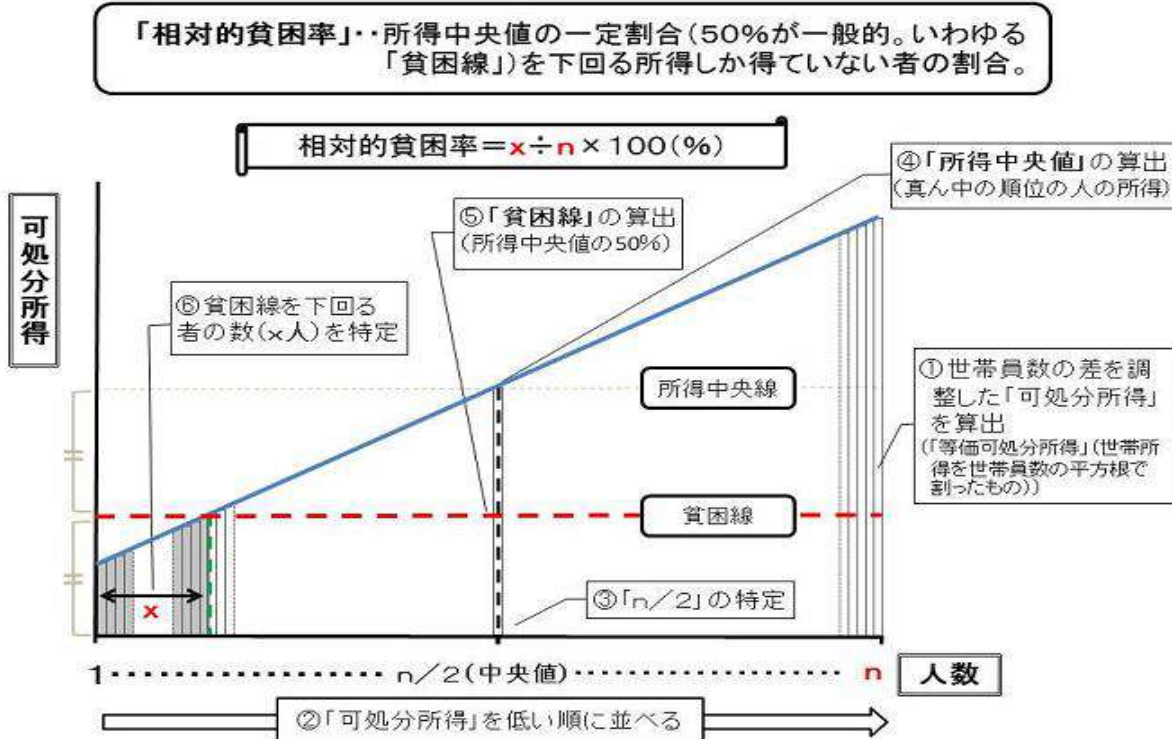
子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

子どもがいる現役世帯の貧困率

「大人が一人」の貧困率

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない当該世帯に属する世帯員の割合をいいます。

「大人」には親以外の世帯員（祖父（母）、18歳以上の兄弟など）も含まれます。



(厚生労働省作成資料)

2 生活保護世帯について

(1) 世帯数の推移

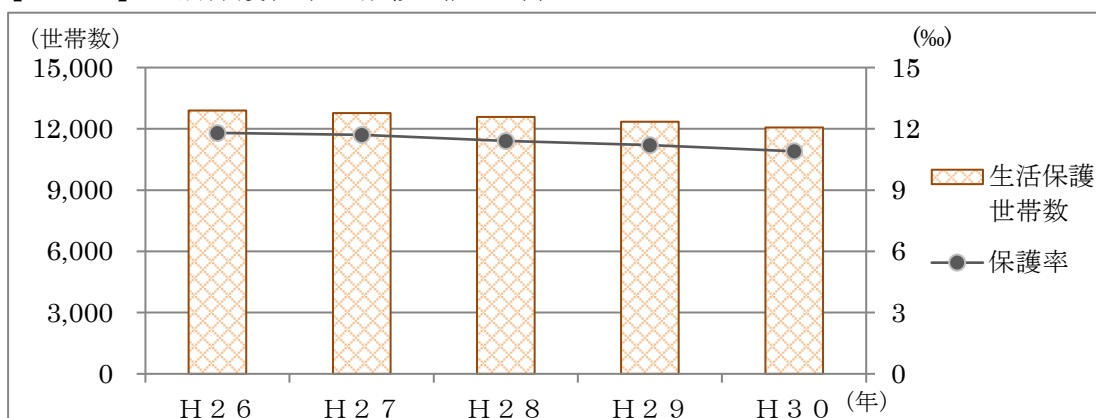
県内の生活保護世帯数は、平成26年度以降、年々減少しています。

【表】生活保護世帯数の推移（山口県、全国）（単位：世帯、‰）

		H26	H27	H28	H29	H30
山口県	被保護世帯数	12,889	12,774	12,578	12,355	12,067
	保護率	11.8	11.7	11.4	11.1	10.9
全 国	被保護世帯数	1,612,340	1,629,743	1,637,045	1,640,854	1,637,422
	保護率	17.0	17.0	16.9	16.8	16.6

（福祉行政報告例、被保護者調査）

【グラフ】生活保護世帯の推移（山口県）



(2) 卒業後の進学・就職率

全世帯の子どもと生活保護世帯の子どもの進学・就職状況を比較してみると、中学校卒業後、高等学校等卒業後とも、生活保護世帯の子どもの方が、進学率は低く、就職率は高くなっています。

【表】平成29年度卒業後の進路状況一覧（山口県、全国）（単位：％）

	山 口 県		全 国	
		(生活保護世帯)		(生活保護世帯)
中学校卒業後				
高等学校等進学率	98.2	87.0	98.8	93.7
就 職 率	0.5	2.2	0.3	1.5
高等学校等卒業後				
大学等進学率	43.5	26.9	54.7	36.0
就 職 率	30.4	58.2	17.8	46.6

（平成29年度学校基本調査、就労支援等の状況調査）

3 ひとり親世帯について

(1) 世帯数の推移

県内の世帯数の推移をみると、前回（H24）調査と比較して、母子世帯、父子世帯とも減少しています。

【表】ひとり親世帯の推移（山口県、全国） （単位：世帯）

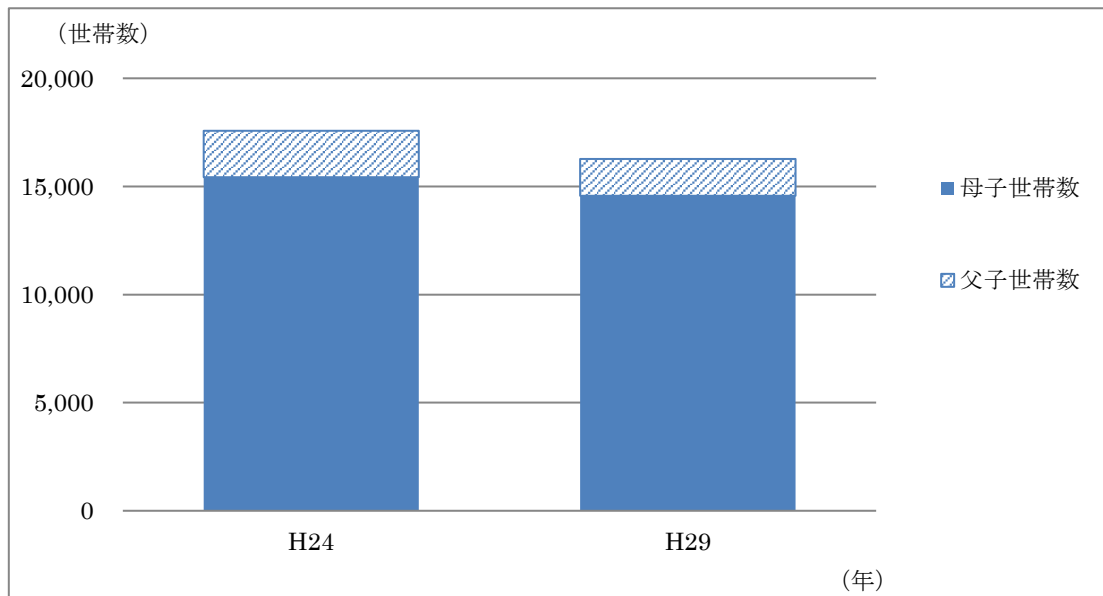
	平成 24 年	平成 29 年
山口県（推計値）	17,575	16,266
母子世帯	15,431	14,563
父子世帯	2,144	1,703
全 国（推計値）	1,461,000（H23）	1,418,600（H28）
母子世帯	1,237,700	1,231,600
父子世帯	223,300	187,000

※推計値とは、実際の世帯数の把握が困難なため、国勢調査等の結果から推計を行っています。

※全国の平成 23 年は岩手県、宮城県、福島県の 3 県を除いたもの

（全国ひとり親世帯等調査、山口県ひとり親世帯等実態調査）

【グラフ】ひとり親世帯数の推移（山口県）



※ 母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の 20 歳未満の子どものみからなる一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

(2) 母子世帯の収入等

①母子世帯の収入について

世帯の年間収入（児童扶養手当、年金、養育費等を含み、生活保護費を除く）は、「250万円未満」の世帯が全体の約6割（父子世帯は約2割）を占めています。

また、世帯の平均年収は、243万円（父子世帯は392万円）で、前回調査と同額（父子世帯は9万円減少）となっていますが、今回、調査対象を児童扶養手当受給資格者とした市町を除いて比較したところ、前回調査に比べ17万円（父子世帯は18万円）の増額となっています。

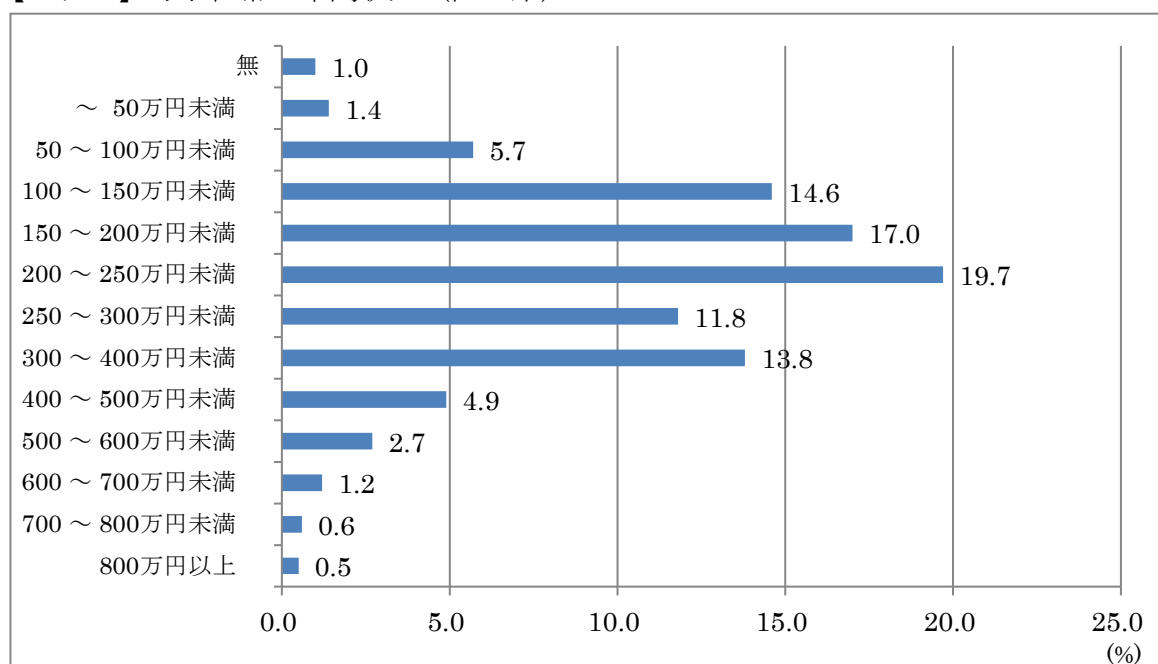
【表】母子世帯の年間収入（山口県）

（単位：世帯、％）

	標本数	構成比		標本数	構成比
	1,167	100.0			
無	12	1.0	300～400万円未満	161	13.8
～50万円未満	16	1.4	400～500万円未満	57	4.9
50～100万円未満	67	5.7	500～600万円未満	31	2.7
100～150万円未満	170	14.6	600～700万円未満	14	1.2
150～200万円未満	198	17.0	700～800万円未満	7	0.6
200～250万円未満	230	19.7	800万円以上	6	0.5
250～300万円未満	138	11.8	無回答	60	5.1

（平成29年度山口県ひとり親世帯等実態調査）

【グラフ】母子世帯の年間収入（山口県）



【表】母子世帯の平均収入について（山口県、全国）（単位：万円）

	平成 24 年	平成 29 年
山口県	243 万円	243 万円 (260 万円)
(参考) 父子世帯	401 万円	392 万円 (419 万円)
全 国	291 万円 (H23)	348 万円 (H28)
(参考) 父子世帯	455 万円 (H23)	573 万円 (H28)

※全国の平均は、生活保護法に基づく給付を含みます。

※山口県の平成 29 年の括弧書きは、調査対象を児童扶養手当受給資格者とした市町を除いて算出した額です。

(全国ひとり親世帯等調査、山口県ひとり親世帯等実態調査)

②母子世帯の就労状況

就労状況については、「仕事を持っている」が 92.3%（父子世帯は 91.0%）と、9割以上が仕事を持っています。

就労形態については、「正規社員・職員」が 44.7%（父子世帯は 66.3%）と最も高くなっています。

【表】母子世帯の就労状況（山口県）（単位：人、%）

	標本数	構成比	(参考) 父子世帯		
			標本数	構成比	
全 体	1,167	100.0	401	100.0	
仕事を持っている	1,077	92.3	365	91.0	
就 労 形 態	自営業	41	3.5	63	15.7
	正規社員・職員	522	44.7	266	66.3
	パート・アルバイト	379	32.5	10	2.5
	派遣契約社員	123	10.5	21	5.2
	内職	2	0.2	1	0.2
	その他	10	0.9	4	1.0
仕事を持っていない	79	6.8	23	5.7	
無回答	11	0.9	13	3.2	

※ 四捨五入のため、合計は一致しません。

(平成 29 年度山口県ひとり親世帯等実態調査)

③母子世帯の養育費の取り決め状況

養育費について「取り決めをしている」人が 56.3%、「取り決めをしていない」人が 43.1%となっています。

【表】母子世帯の養育費の取り決め状況（山口県、全国）（単位：%）

	取り決めをしている	取り決めをしていない	無回答（不詳）
山口県	56.3	43.1	0.6
全 国	42.9	54.2	2.9

(平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査、平成 29 年度山口県ひとり親世帯等実態調査)

4 就学援助について

要保護及び準要保護児童生徒数は、平成 23 年度以降、年々減少しています。また、就学援助率についても減少傾向にあります。

【表】 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率について（山口県、全国）

(単位：人、%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
山 口 県					
要保護及び準要保護 児 童 生 徒 数	25,454	24,106	23,908	21,673	20,489
就 学 援 助 率	23.81	22.93	23.07	21.25	20.42
全 国					
要保護及び準要保護 児 童 生 徒 数	1,495,485	1,466,134	1,430,811	1,407,088	1,374,897
就 学 援 助 率	15.39	15.23	15.02	14.92	14.72

(就学援助実施状況等調査)

5 子どもの生活実態調査について

本調査は、「山口県子どもの貧困対策推進計画」(H27～R元)の改定に当たり、貧困の現状や国の示す新たな指標の実態を把握するため、公立の小学5年生、中学2年生の子どもとその保護者各2千世帯を対象に実施しました。

(1) 生活困難度

「A 低所得」、「B 家計の逼迫」、「C 子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素を用いて分類したところ、2つ以上の要素に該当し、困窮層にあると思われる家庭が小学校5年生では8.9%、中学校2年生では11.0%、いずれか1つに該当するその周辺層まで含めた生活困難層にあると思われる家庭は小学校5年生では25.3%、中学校2年生では30.5%となっています。

世帯別では、ひとり親家庭の困窮層は小学校5年生が27.7%、中学校2年生が29.9%、周辺層は小学校5年生が28.3%、中学校2年生が29.4%となっています。

【表】生活困難層の割合 (単位：%)

区分		小学校5年生の家庭	中学校2年生の家庭
生活困難層	困窮層+周辺層	25.3%	30.5%
	困窮層	8.9%	11.0%
	周辺層	16.4%	19.5%
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない	74.7%	69.5%

【表】世帯別生活困難層の割合 (単位：%)

区分			ふたり親の家庭	ひとり親の家庭
生活困難層	困窮層	小学校5年生の家庭	5.9%	27.7%
		中学校2年生の家庭	7.7%	29.9%
	周辺層	小学校5年生の家庭	14.6%	28.3%
		中学校2年生の家庭	17.5%	29.4%
非生活困難層	小学校5年生の家庭	79.4%	44.0%	
	中学校2年生の家庭	74.9%	40.7%	

※ 端数処理の関係で、内訳の計と合わない場合があります。

- A 低所得……世帯所得(勤労収入、事業収入など+社会保障給付)を世帯人数の平方根で割り算した値(=等価世帯所得)が、厚生労働省「国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯
- B 家計の逼迫…家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況(7つの項目のうち、「よくあった」又は「時々あった」が1つ以上該当する場合を定義)
- C 子どもの体験や所有物の欠如
子ども自身の生活困難を表す指標で、日本社会において、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品が「経済的にできない」「経済的理由のために世帯にない」状況(全15項目のうち3つ以上が該当する場合を定義)

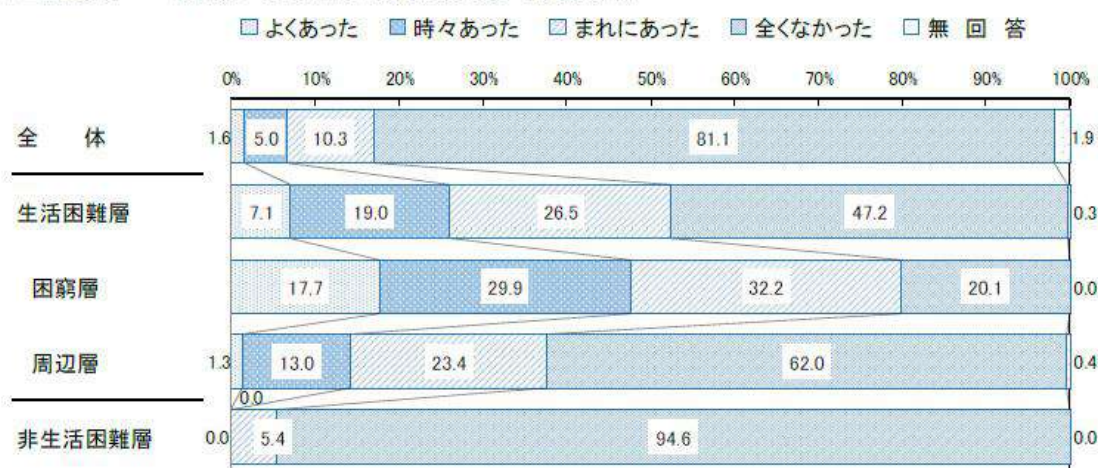
(2) 生活困難の状況

①食料が買えなかった経験

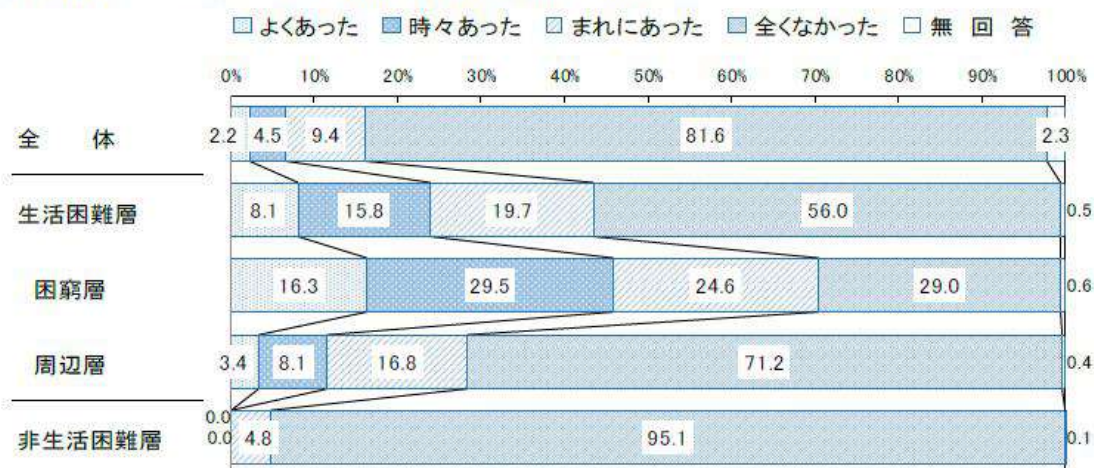
過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかった経験について、『経験がある』（「よくあった」「ときどきあった」の合計）と回答した保護者の割合は、小学校5年生では、全体で6.6%ですが、生活困難層では26.1%となっています。

また、中学校2年生では、全体で6.7%ですが、生活困難層では23.9%となっています。

小学校5年生保護者 (H)問24 過去1年間で食料が買えなかった経験[%]



中学校2年生保護者 (H)問24 過去1年間で食料が買えなかった経験[%]



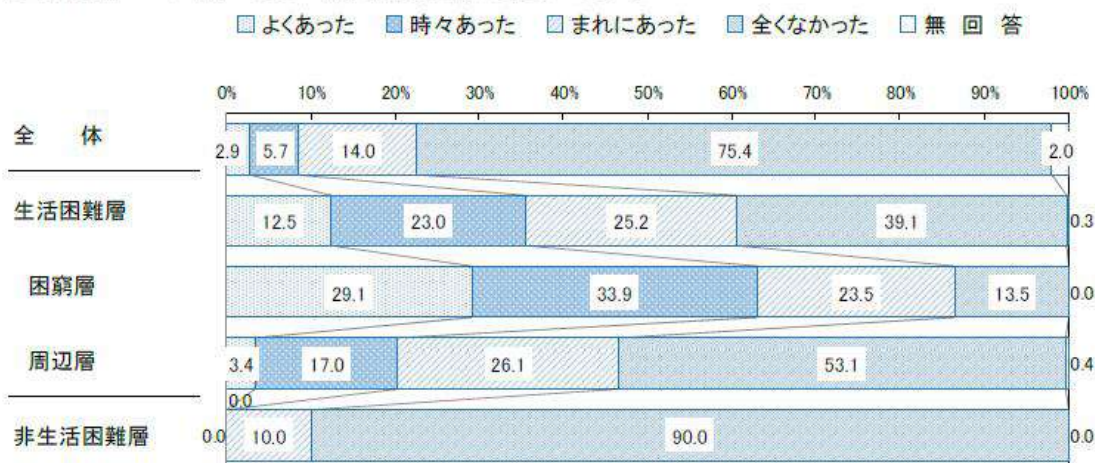
②衣類が買えなかった経験

過去1年間に経済的な理由で衣類が買えなかった経験について、『経験がある』（「よくあった」「ときどきあった」の合計）と回答した保護者の割合は、小学校5年生では、全体で8.6%ですが、生活困難層では35.5%となっています。

また、中学校2年生では、全体で9.0%ですが、生活困難層では32.1%となっています。

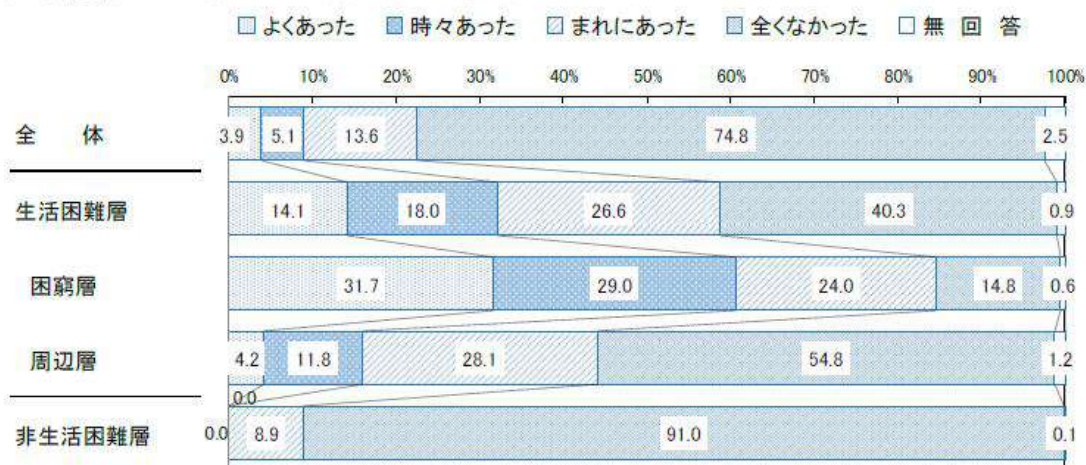
小学校5年生保護者

(H)問25 過去1年間に必要な衣類が買えないこと[%]



中学校2年生保護者

(H)問25 過去1年間に必要な衣類が買えないこと[%]



③公共料金などの滞納経験

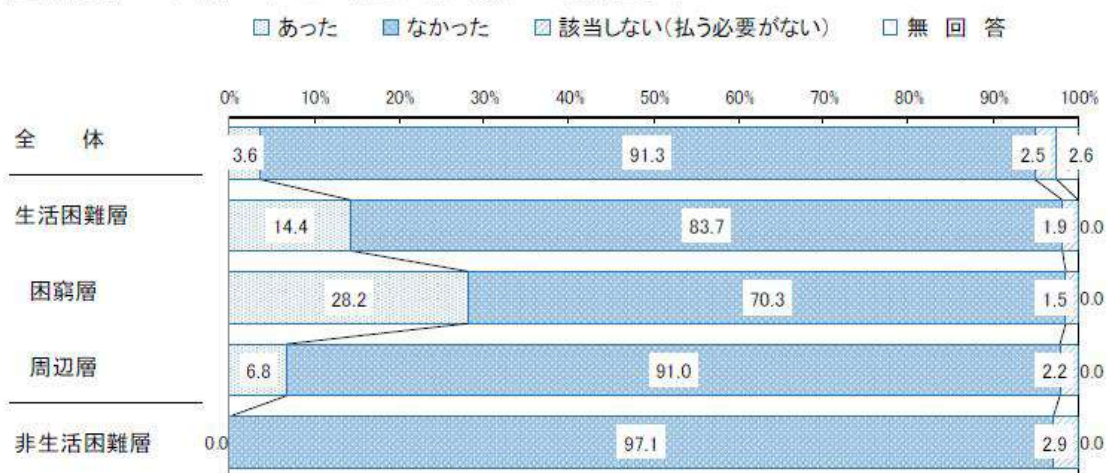
〔a 電気料金〕

過去1年間に経済的な理由で電気料金が支払えないことが「あった」と回答した保護者の割合は、小学校5年生では、全体で3.6%ですが、生活困難層では14.4%となっています。

また、中学校2年生では、全体で3.2%ですが、生活困難層では10.6%となっています。

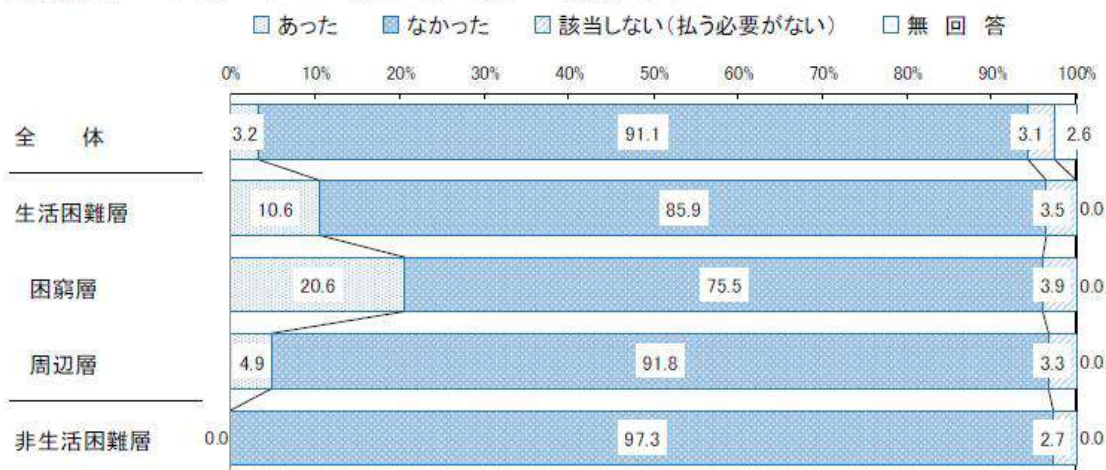
小学校5年生保護者

(H)問26 サービス・料金の未払い有無 B 電気料金[%]



中学校2年生保護者

(H)問26 サービス・料金の未払い有無 B 電気料金[%]



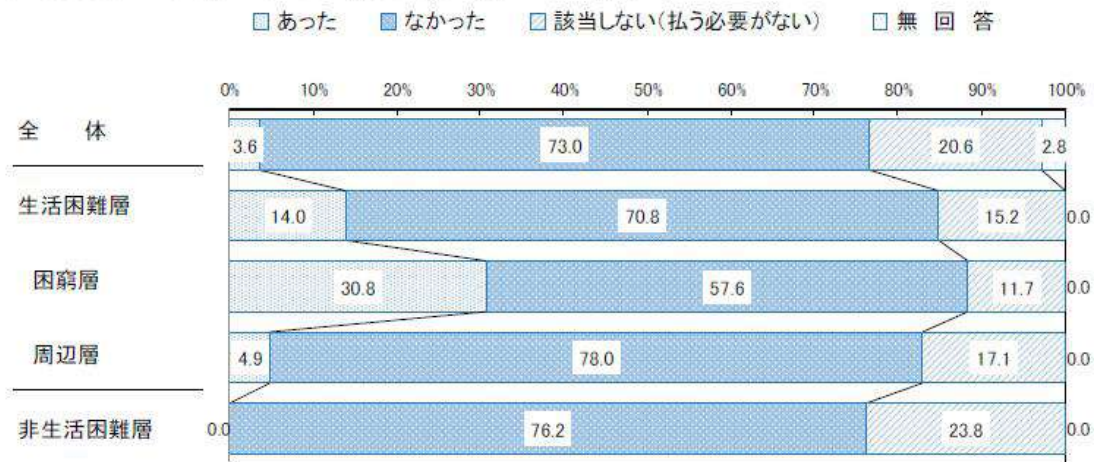
〔b ガス料金〕

過去1年間に経済的な理由でガス料金が支払えないことが「あった」と回答した保護者の割合は、小学校5年生では、全体で3.6%ですが、生活困難層では14.0%となっています。

また、中学校2年生では、全体で3.1%ですが、生活困難層では10.0%となっています。

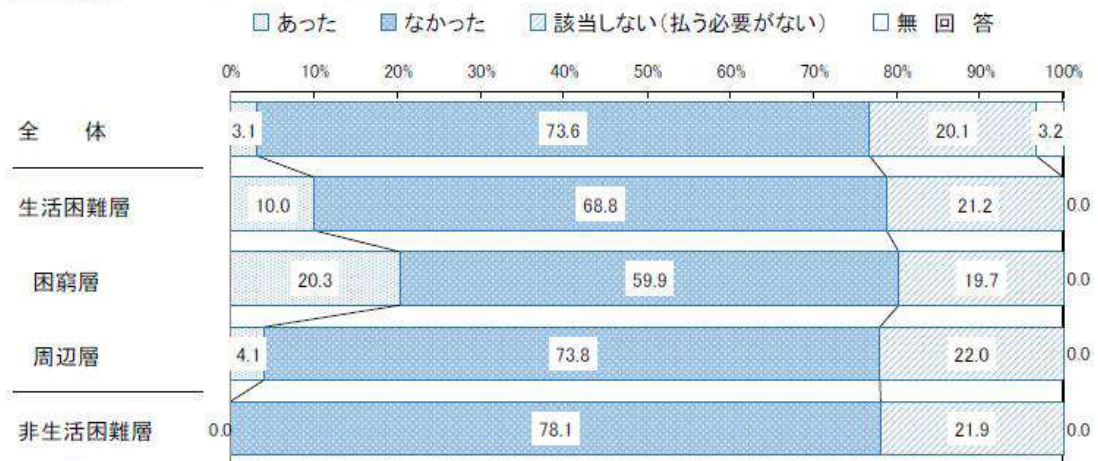
小学校5年生保護者

(H)問26 サービス・料金の未払い有無 C ガス料金[%]



中学校2年生保護者

(H)問26 サービス・料金の未払い有無 C ガス料金[%]



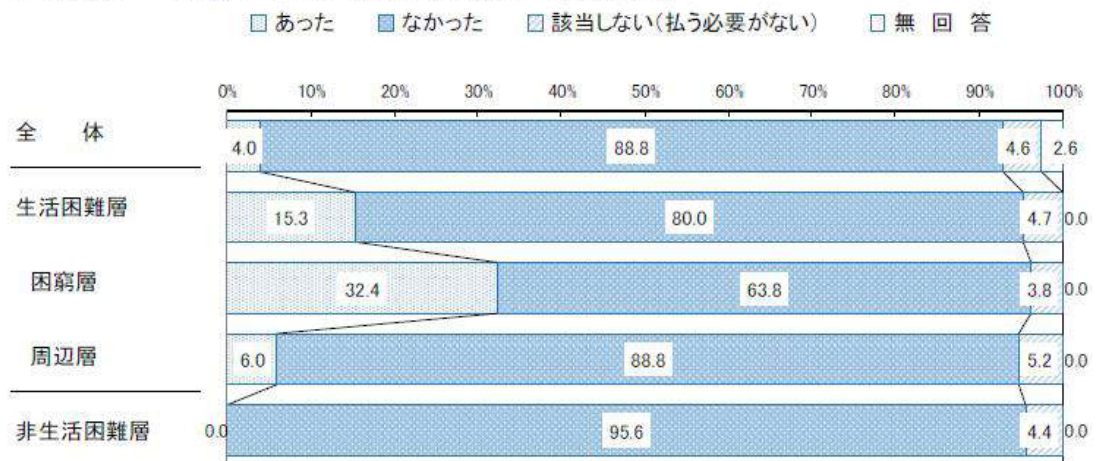
〔c 水道料金〕

過去1年間に経済的な理由で水道料金が支払えないことが「あった」と回答した保護者の割合は、小学校5年生では、全体で4.0%ですが、生活困難層では15.3%となっています。

また、中学校2年生では、全体で3.9%ですが、生活困難層では13.1%となっています。

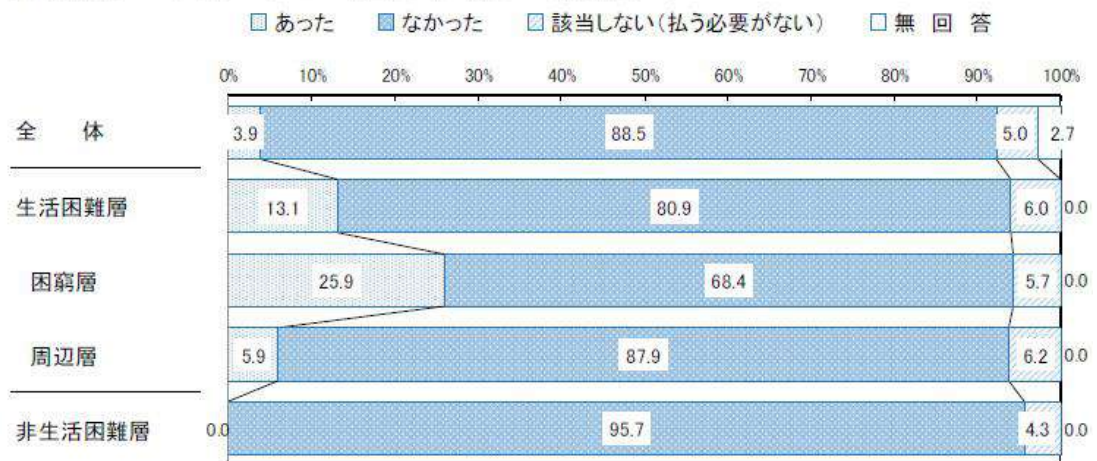
小学校5年生保護者

(H)問26 サービス・料金の未払い有無 D 水道料金[%]



中学校2年生保護者

(H)問26 サービス・料金の未払い有無 D 水道料金[%]



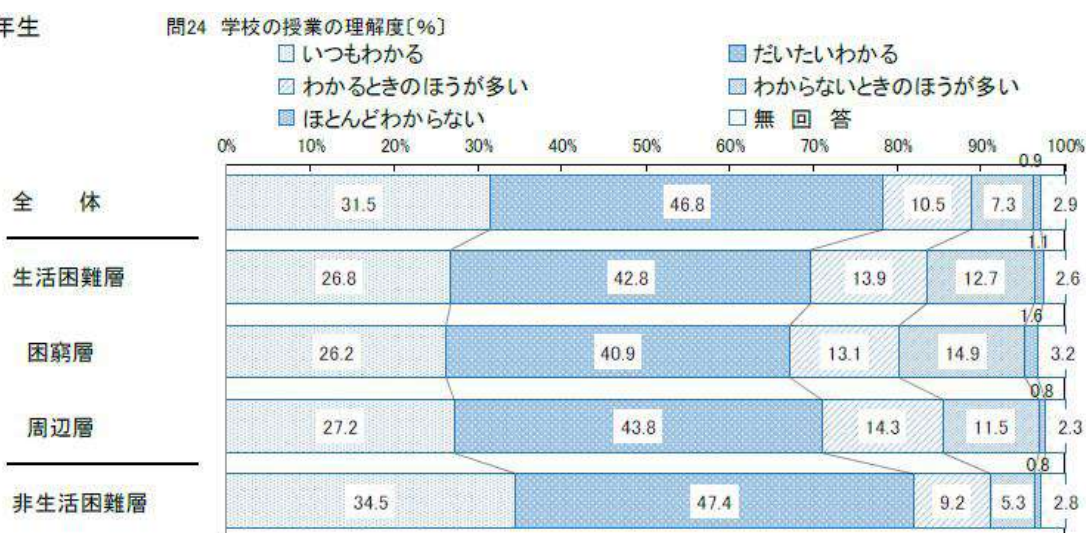
(3) 子どもの学び

①授業の理解度

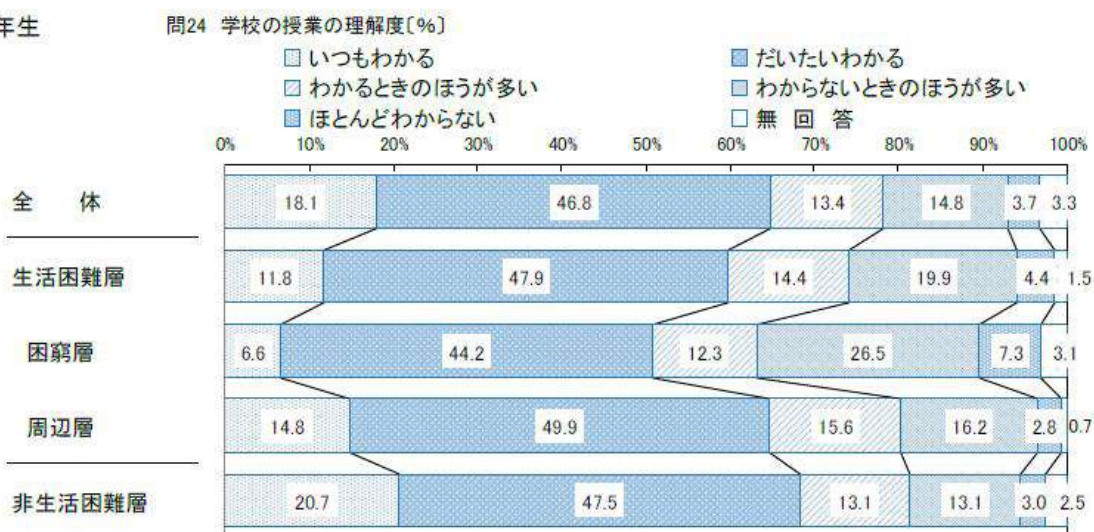
『わかる』（「いつもわかる」「だいたいわかる」の合計）と回答した割合が、小学校5年生では、全体で78.3%ですが、生活困難層では69.6%となっています。

また、中学校2年生では、全体で64.9%ですが、生活困難層では59.7%となっています。

小学校5年生



中学校2年生

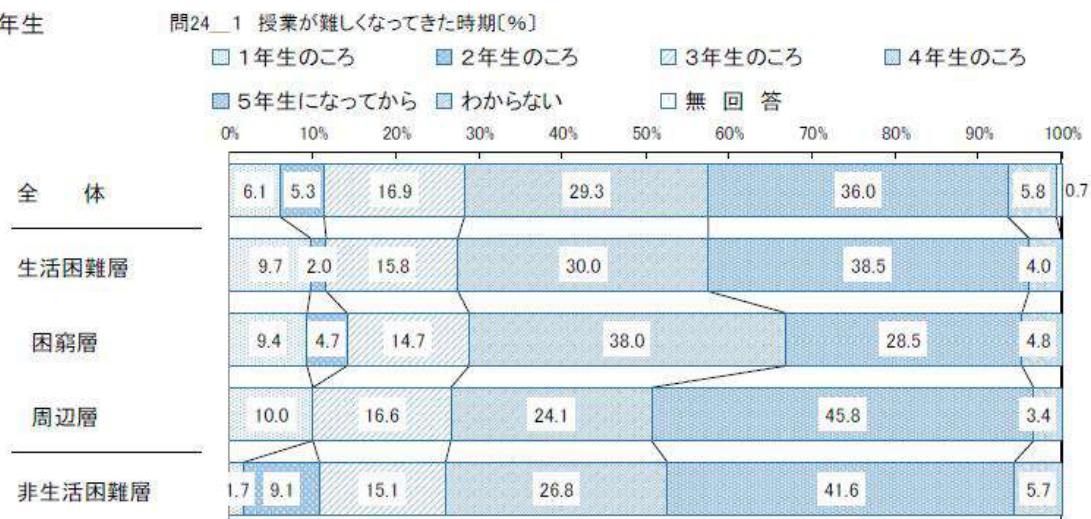


②授業がわからなくなった時期

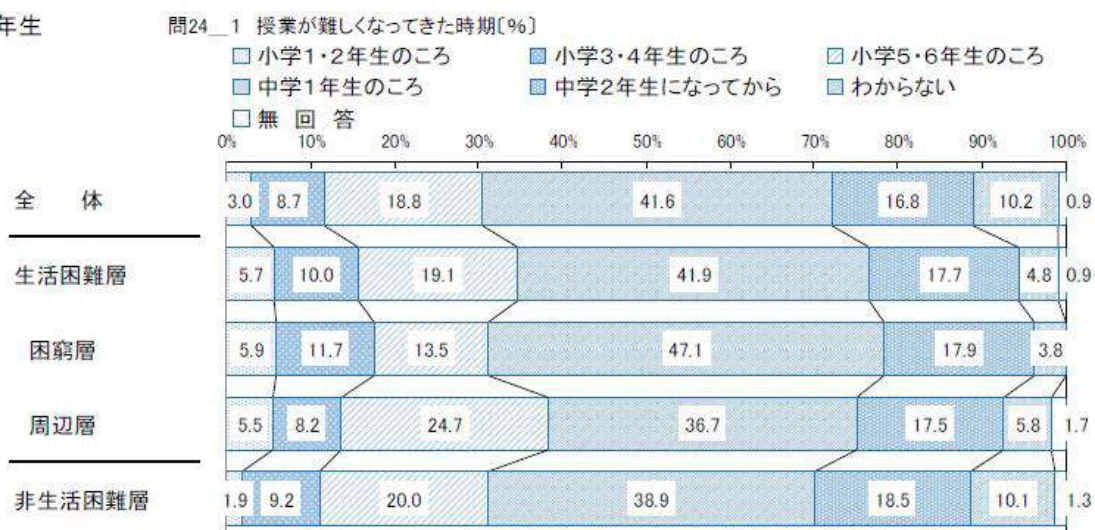
小学校5年生では、全体、生活困難層とも「5年生になってから」が最も多く、次いで「4年生のころ」が多くなっています。

また、中学校2年生では、全体、生活困難層とも「中学校1年生のころ」が最も多く、次いで「小学校5・6年生のころ」が多くなっています。

小学校5年生



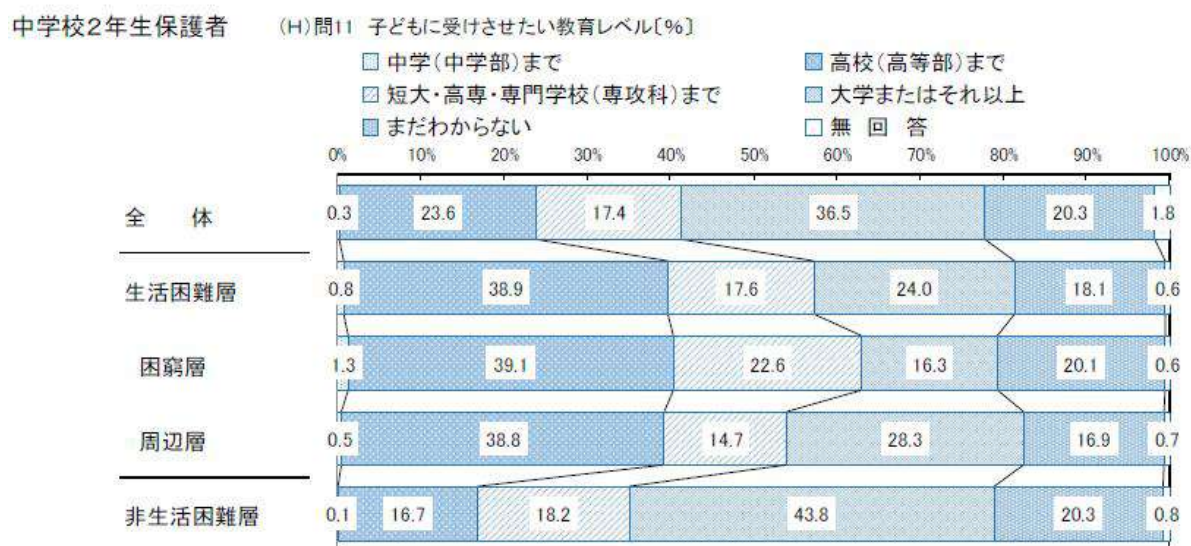
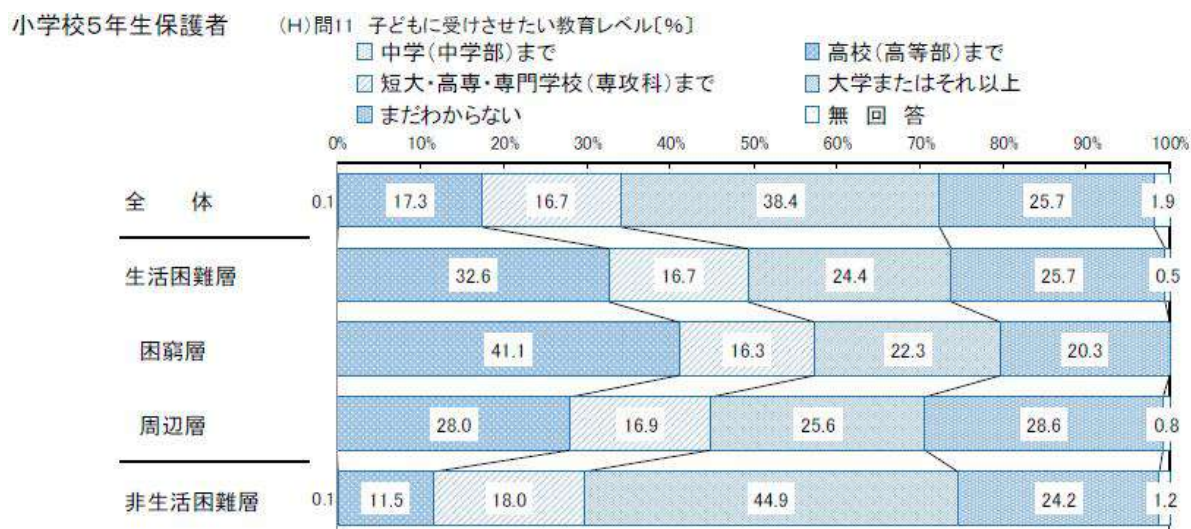
中学校2年生



③子どもに受けさせたい教育段階とその理由

小学校5年生、中学校2年生とも全体では「大学またはそれ以上」が「高校（高等部）まで」より高くなっていますが、生活困難層では「高校（高等部）まで」が「大学またはそれ以上」より高くなっています。

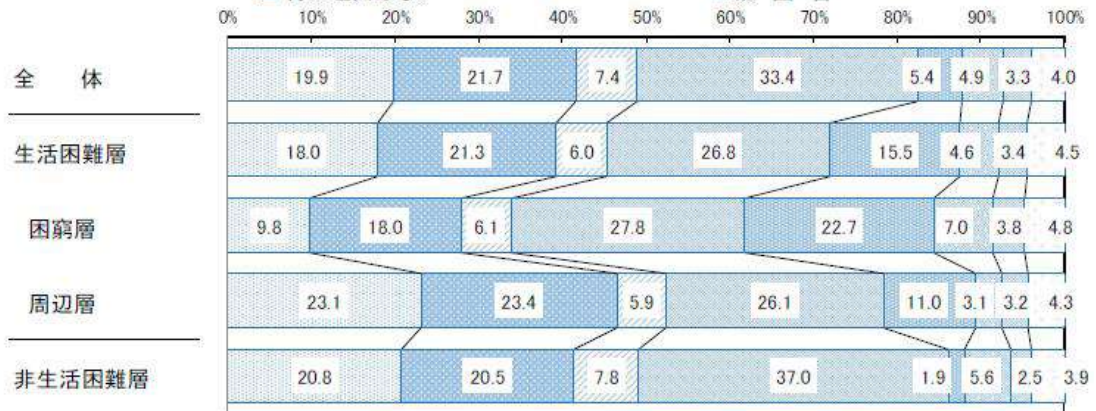
また、その理由として「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した保護者の割合が、小学校5年生全体で5.4%、生活困難層で15.5%、中学校2年生全体で7.6%、生活困難層で17.6%となっています。



小学校5年生保護者

(H)問11_1 その理由[%]

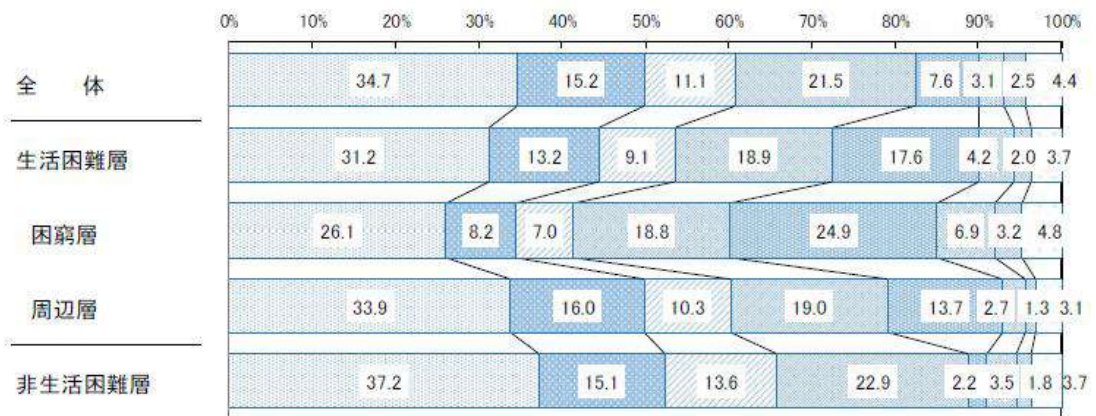
- お子さんがそう希望しているから
- お子さんの学力から考えて
- 家庭に経済的な余裕がないから
- 特に理由はない
- 一般的な進路だと思うから
- 保護者としての希望
- その他
- 無回答



中学校2年生保護者

(H)問11_1 その理由[%]

- お子さんがそう希望しているから
- お子さんの学力から考えて
- 家庭に経済的な余裕がないから
- 特に理由はない
- 一般的な進路だと思うから
- 保護者としての希望
- その他
- 無回答

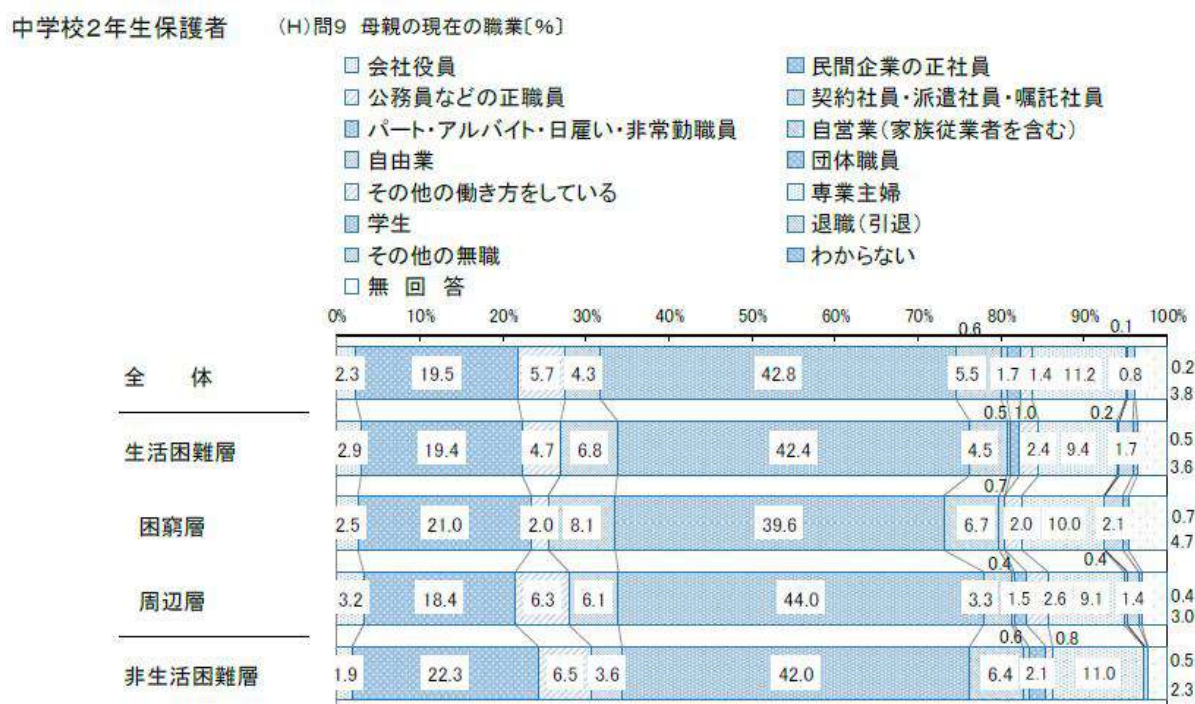
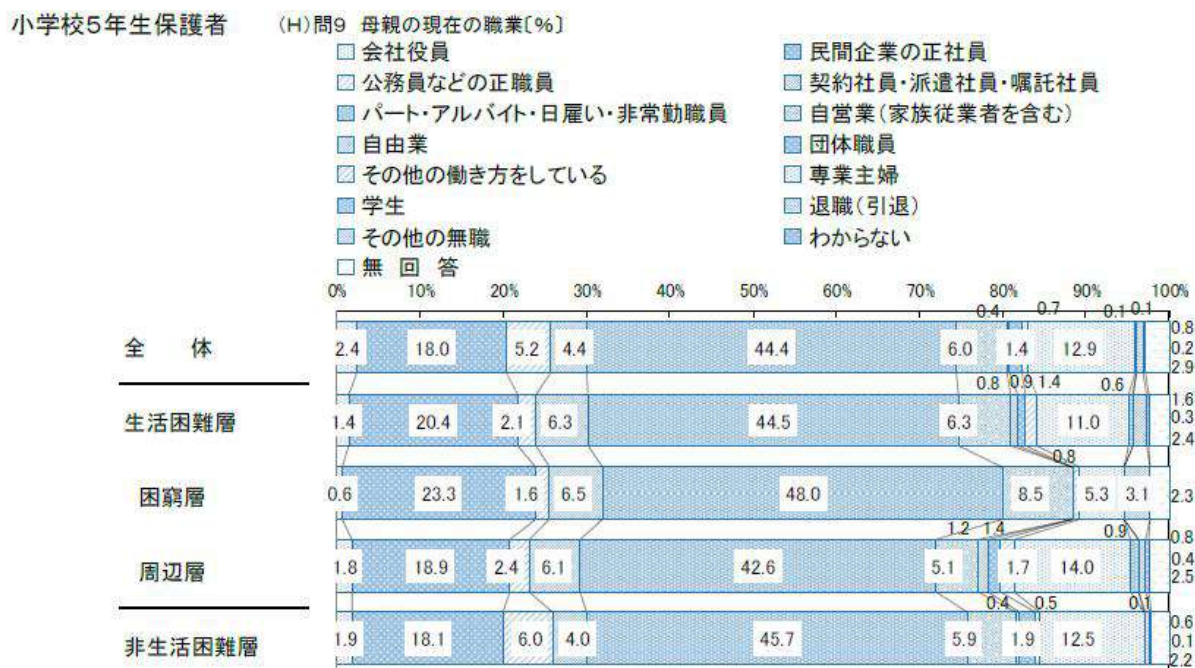


(4) 保護者の状況

①母親の就業状況

小学校5年生の保護者では、全体、生活困難層とも「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が最も多く、次いで「民間企業の正社員」が多くなっています。

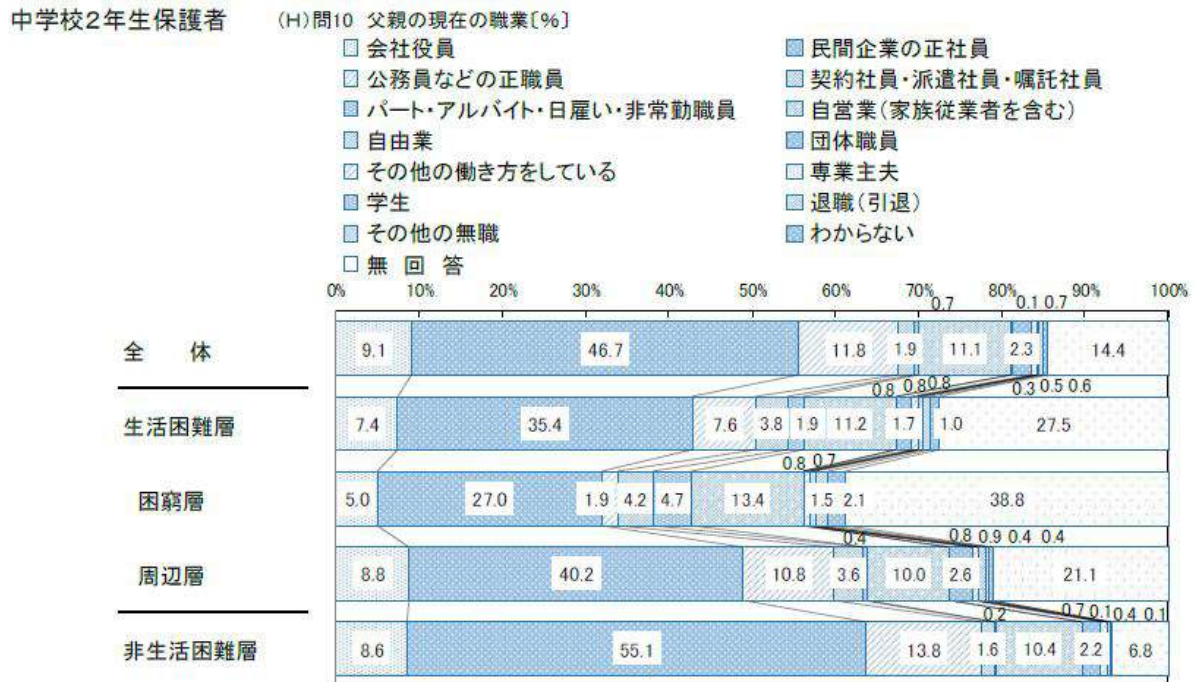
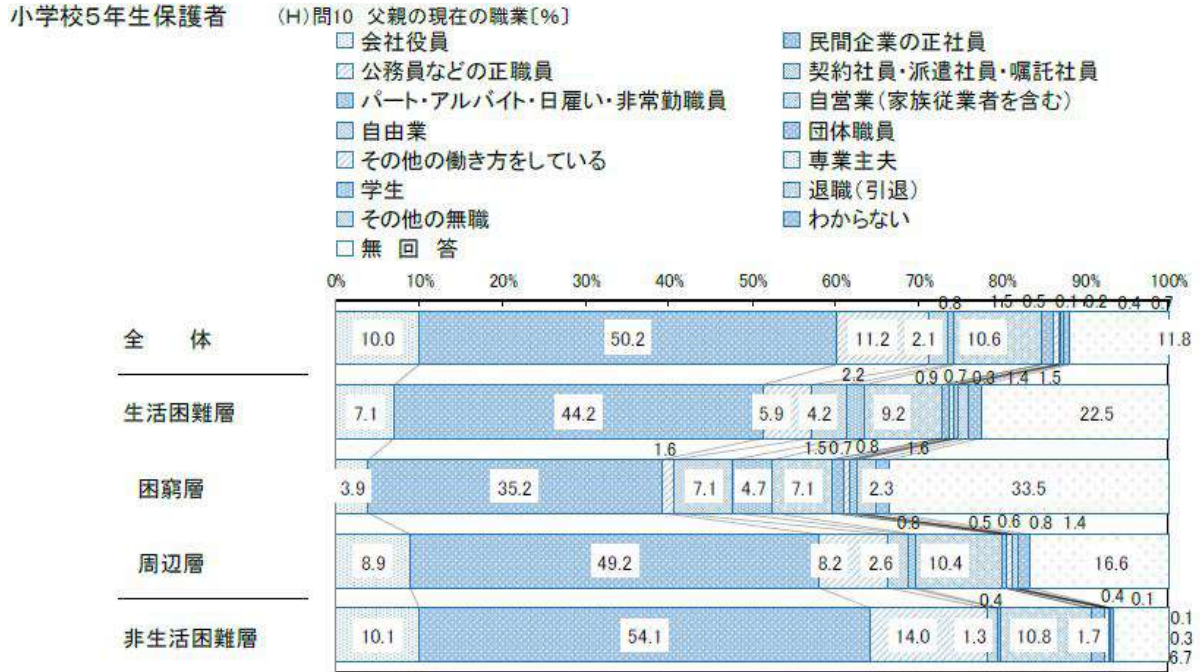
中学校2年生の保護者も同様の状況となっています。



②父親の就業状況

小学校5年生の保護者では、全体、生活困難層とも「民間企業の正社員」が最も多くなっていますが、次に多いのは、全体で「公務員などの正職員」、生活困難層で「自営業（家族従業者を含む）」となっています。

中学校2年生の保護者も同様の状況となっています。



(5) 各種制度・サービス

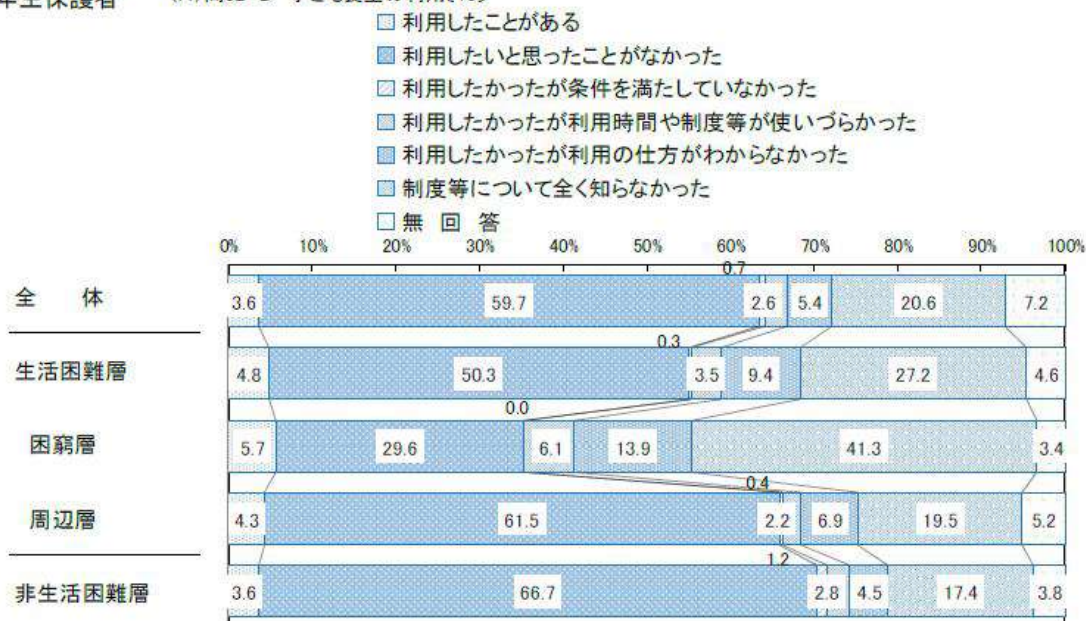
①各種支援制度の利用経験

「子ども食堂」の利用経験について、小学校5年生、中学校2年生とも非生活困難層より生活困難層の方が、これらの制度を「利用したことがある」と回答した割合が高くなっています。

一方で、生活が困難になるほど、「制度等について全く知らなかった」と回答した割合が高くなっています。

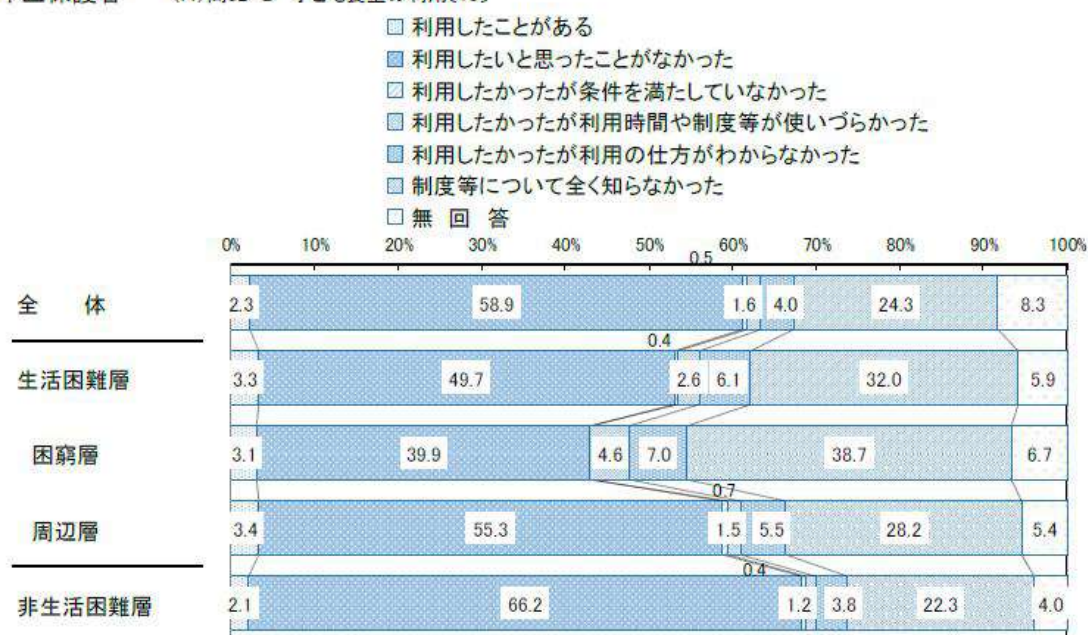
小学校5年生保護者

(H)問32 D 子ども食堂の利用[%]



中学校2年生保護者

(H)問32 D 子ども食堂の利用[%]



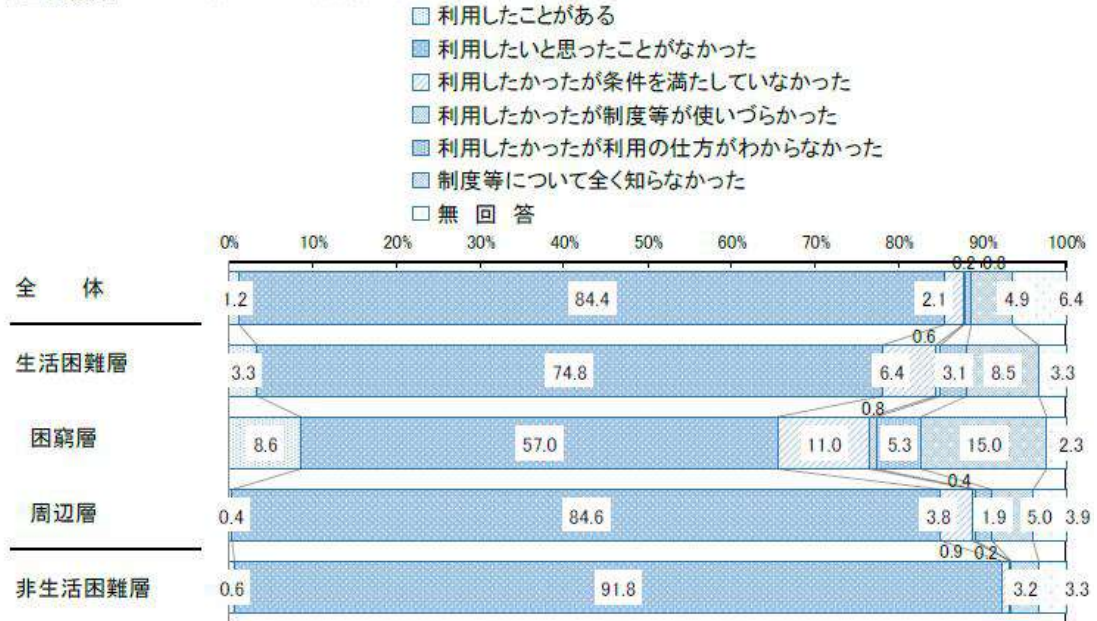
②各種経済的支援制度の利用経験

「生活保護」や「児童扶養手当」などの各種経済的支援制度の利用経験について、小学校5年生、中学校2年生ともこれらの制度を「利用したことがある」と回答した割合が最も高いのは、困窮層となっています。

一方で、「制度等について全く知らなかった」と回答した割合が最も高いのも困窮層となっています。

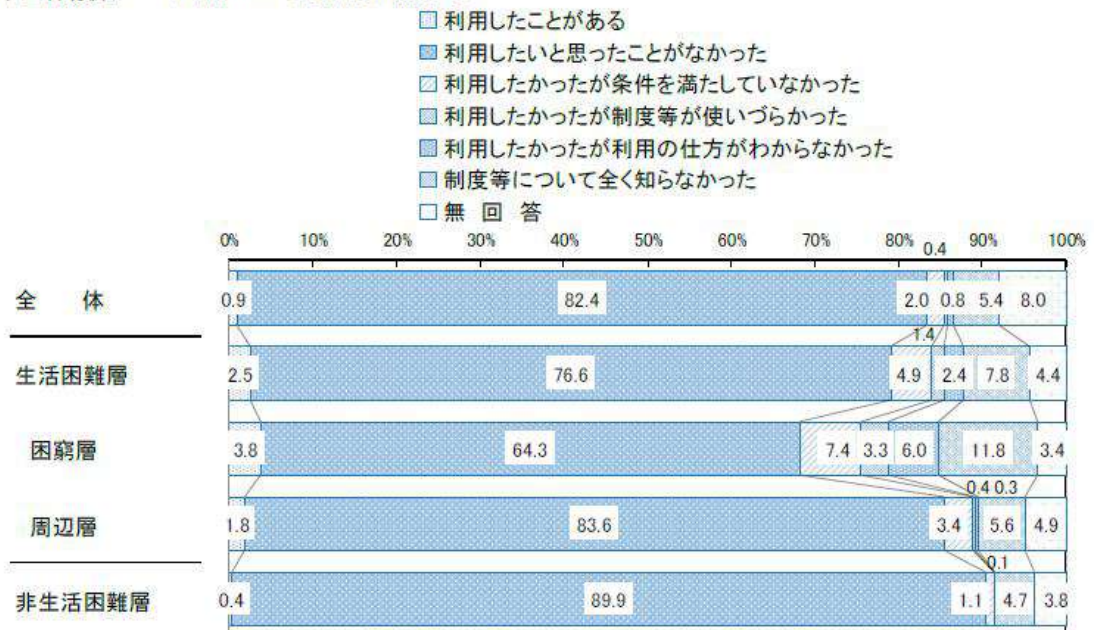
小学校5年生保護者

(H)問33 J 生活保護の利用[%]



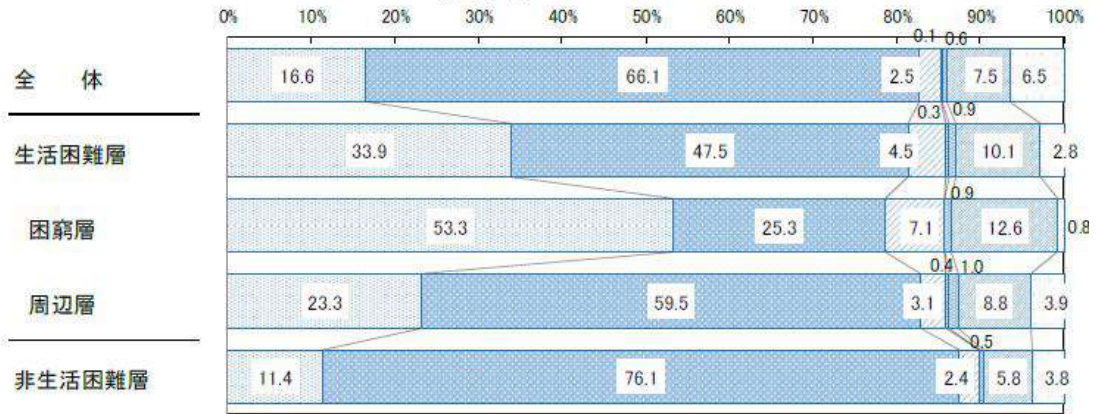
中学校2年生保護者

(H)問33 J 生活保護の利用[%]



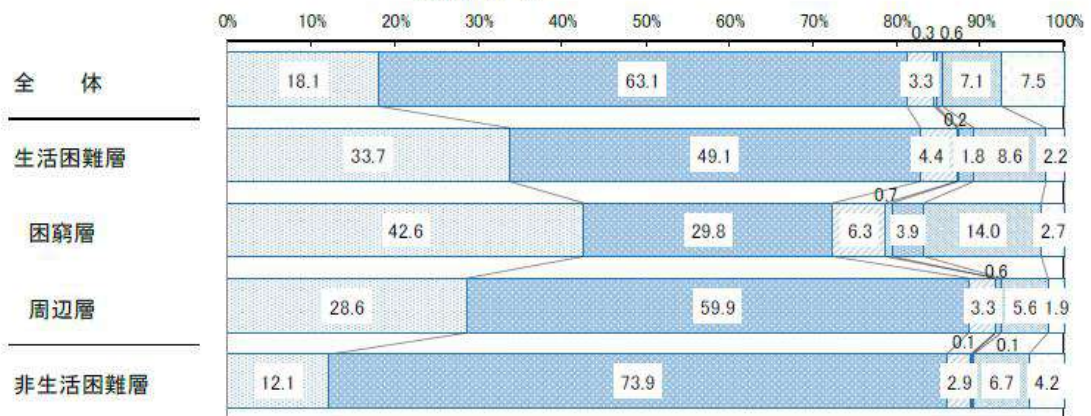
小学校5年生保護者 (H)問33 L 児童扶養手当の利用[%]

- 利用したことがある
- 利用したいと思ったことがなかった
- 利用したかったが条件を満たしていなかった
- 利用したかったが制度等が使いづらかった
- 利用したかったが利用の仕方がわからなかった
- 制度等について全く知らなかった
- 無回答



中学校2年生保護者 (H)問33 L 児童扶養手当の利用[%]

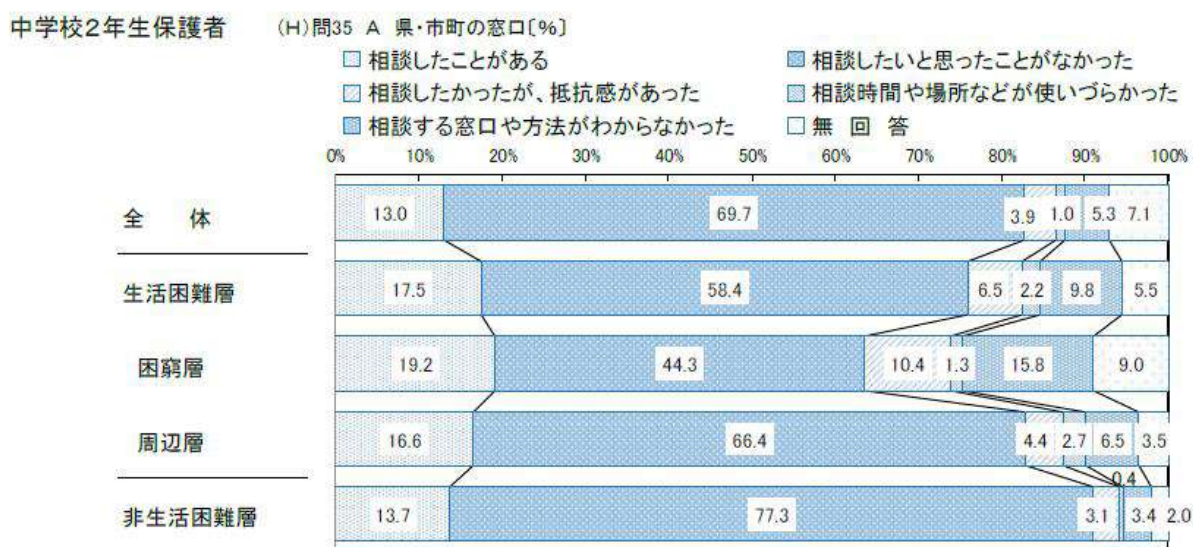
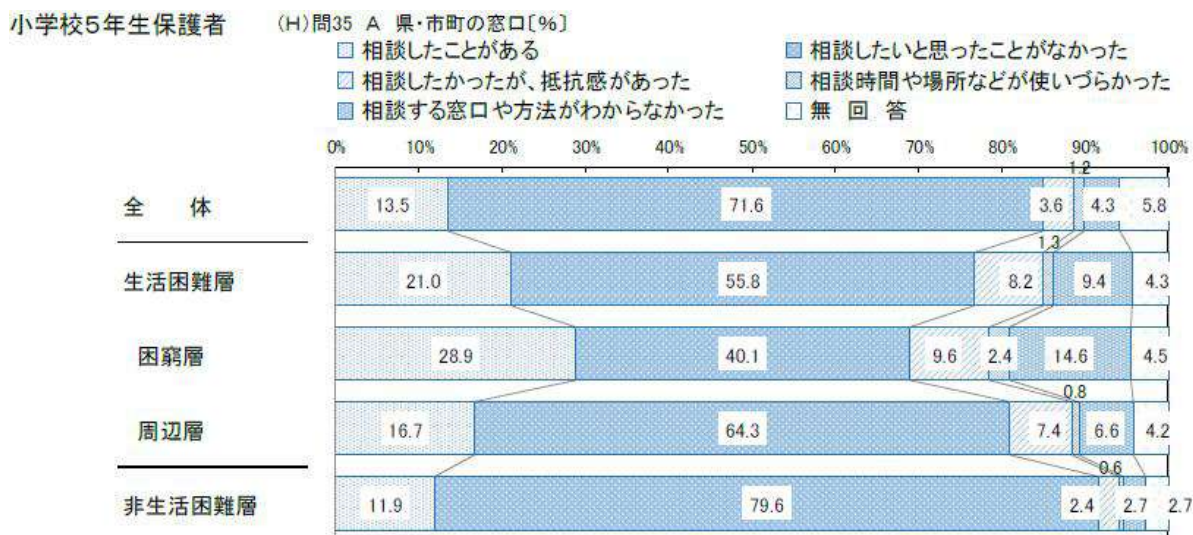
- 利用したことがある
- 利用したいと思ったことがなかった
- 利用したかったが条件を満たしていなかった
- 利用したかったが制度等が使いづらかった
- 利用したかったが利用の仕方がわからなかった
- 制度等について全く知らなかった
- 無回答



③公的相談機関の利用経験

公的相談機関（県・市町の窓口）の利用経験について、小学校5年生、中学校2年生とも生活が困難になるほど、「相談したことがある」と回答した割合が高くなっています。

一方で、生活が困難になるほど、「相談したかったが、抵抗感があった」、「相談する窓口や方法がわからなかった」と回答した割合が高くなっています。



6 課題のまとめ

(1) 全般

- 「子どもの貧困」は、経済的な困窮だけが要因ではなく、生活状況や成育環境などの様々な要因が重なり合っていることに留意する必要がある。
- 子どもの貧困の実態は極めて見えにくいことから、関係機関等が連携して実態を把握するとともに課題を明らかにし、必要な支援策に繋げていく必要がある。
- 生まれ育った地域によって格差が生じないように、市町による子どもの貧困対策に係る取組の充実促進を図る必要がある。

(2) 教育の支援

- 生活が困難な家庭ほど、授業の理解度が低い傾向にあることから、学校における支援体制の充実や、地域における学習支援等が必要である。
- 能力はあるものの、経済的理由や保護者の意向により進学を断念せざるを得ない子どもに対する支援の充実が必要である。

(3) 生活の安定向上に資する支援

- 子どもの生活環境や健康状態に保護者の影響が大きい点を踏まえた支援が必要である。特に悩みや問題を抱える親の早期発見に努める必要がある。
- 孤立などの状況にある子どもに対しては、地域で安心して過ごせる居場所の確保が必要である。

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 非正規雇用や仕事に就いていないなど、不安定な就労状況にあることが多いため、安定した職業に就くための支援が必要である。
- ひとり親世帯だけでなく、生活困窮状態にあるふたり親世帯等についても支援を行う必要がある。

(5) 経済的支援

- 支援が必要な子ども・家庭に、必要な公的支援制度が行き届くように配慮して、対策を推進する必要がある。
- いざという時には適切な相談が受けられるよう、公的相談機関の周知や利用しやすい環境づくりが必要である。

第3章 施策の方向性

1 基本目標

【目標】

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく
すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現



【基本方針】

■基本方針1 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進

子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、早期の問題発見と継続的な支援体制の構築が必要です。

そのため、各種支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

■基本方針2 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しつがらない等の状況も見られます。

こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくために必要な体制づくりを進めていきます。

■基本方針3 市町との連携による取組の充実

生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、市町による計画の策定や、地域の実情を踏まえた取組を支援するとともに、効果的な取組の広域展開が図られるよう、市町と連携して進めます。

2 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、大綱で設定された39の指標のうち、山口県で数値の把握が可能な以下の21項目を指標として設定し、その改善に向けて取り組みます。

また、県が重点的に取り組む「子どもの居場所づくり」を独自指標として設定し、目標達成に向けて施策を展開します。

項目		指標	備考（出典・時点）	全国の指標
○生活保護世帯に属する子ども				
高等学校等進学率		87.0%	就労支援等の状況調査 平成30年4月1日現在	93.7%
高等学校等中退率		3.5%		4.1%
大学等進学率		26.9%		36.0%
○児童養護施設の子ども				
進学率	中学校卒業後	84.2%	社会的養護の現況に関する調査 平成30年5月1日現在	95.8%
	高等学校等卒業後	51.7%		30.8%
○全世帯の子ども				
高等学校中退率（公私立学校）		1.5%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査 平成30年度	1.4%
高等学校中退者数（公私立学校）		550人		48,594人
○スクールソーシャルワーカーの対応実績及びスクールカウンセラーの配置率				
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	公立小学校	51.6%	山口県教育庁学校安全・体育課調査 平成30年度現在	50.9%
	公立中学校	73.5%		58.4%
スクールカウンセラーの配置率	公立小学校	100.0%		67.6%
	公立中学校	100.0%		89.0%
○就学援助制度				
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）		68.4%	就学援助制度調査 平成29年度	65.6%
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	94.7%	就学援助実施状況調査 平成30年度	47.2%
	中学校	100.0%		56.8%
○ひとり親世帯の状況				
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	84.9%	国勢調査 平成27年度	80.8%
	父子世帯	89.7%		88.1%
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	50.5%	山口県ひとり親世帯等実態調査 平成29年11月1日現在	44.4%
	父子世帯	74.4%		69.4%
ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしている割合		母子世帯	56.3%	42.9%
子どもがある全世帯の状況				
電気、ガス、水道料金の未払い経験	電気料金	3.4%	山口県子どもの生活実態調査 令和元年度	5.3%
	ガス料金	3.4%		6.2%
	水道料金	4.0%		5.3%
食料又は衣服が買えない経験	食料	16.5%		16.9%
	衣服	22.6%	20.9%	

（参考：全国結果）

子どもの貧困率	平成28年度国民生活基礎調査	13.9%
ひとり親世帯の貧困率	平成28年度国民生活基礎調査	50.8%

※全国の指標は、平成元年11月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」に示された値である。

<県独自指標>

項 目	指 標	備考（出典・時点）	目標値 (R6)
○子どもの居場所づくり			
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	11 市町	山口県厚政課、こども家庭課調 平成 30 年度末現在	増加 させる
「子ども食堂」箇所数	27 箇所	山口県こども家庭課調 平成 30 年度末現在	100 箇所 以上

3 施策体系

1 教育の支援
(1) 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上 ①幼児教育・保育の無償化 ②多子世帯への支援 ③幼児教育・保育の質の向上
(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 ①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ②学校教育による学力保障
(3) 高等学校等における修学継続のための支援 ①高校中退予防のための取組 ②高校中退後の支援
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供 ①高等教育の修学支援
(5) 特に配慮を要する子どもへの支援 ①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援 ②障害のある児童生徒等への支援 ③外国人児童生徒等への支援
(6) 教育費負担の軽減 ①義務教育段階の就学支援の充実 ②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減 ④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
(7) 地域における学習支援等 ①地域学校協働活動における学習支援等 ②生活困窮世帯等への学習支援
(8) その他の教育支援 ①夜間中学の設置に係るニーズの把握 ②学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保 ③多様な体験活動の機会の提供
2 生活の安定に資するための支援
(1) 妊娠・出産・子育て期における支援 ①妊娠・出産期からの切れ目のない相談支援 ②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
(2) 保護者の生活支援 ①保護者の自立支援 ②保育等の確保 ③保護者の育児負担の軽減 ④医療費に係る負担軽減
(3) 子どもの生活支援 ①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援 ②社会的養育が必要な子どもへの生活支援 ③食育の推進に関する支援

<p>(4) 子どもの就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援 ②児童福祉施設入所児童等への就労支援 ③高等学校に通学する子どもへの就労支援 ④高校中退者等への就労支援 ⑤子どもの社会的自立の確立のための支援
<p>(5) 住宅に関する支援</p>
<p>(6) 児童養護施設退所者等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭への復帰支援 ②退所後の相談支援
<p>(7) 支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童家庭支援センターの相談機能の強化 ②社会的養護の体制整備 ③児童相談所等の体制強化 ④ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進 ⑤生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ⑥相談職員の資質向上
<p>3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p>
<p>(1) 職業生活の安定と向上のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
<p>(2) ひとり親に対する就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭の親への就労支援 ②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 ③ひとり親家庭の親の学び直しの支援
<p>(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就労機会の確保 ②非正規雇用から正規雇用への転換
<p>4 経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ②養育費の確保の推進 ③山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度による支援

第4章 指標の改善に向けた具体的施策の推進

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上

① 幼児教育・保育の無償化

◆全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。

② 多子世帯への支援

◆多子世帯における保育所等の保育料について、世帯の所得等に応じた助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

③ 幼児教育・保育の質の向上

◆保育士等の専門性を高めキャリアアップを図るための体系的な研修等の実施や、保育士等の更なる処遇改善等により、保育人材の育成・確保の促進を図ります。

◆幼稚園教諭の専門性向上に向けた講習の開催や、幼稚園が実施する処遇改善への支援等により、幼稚園における人材育成・確保の促進を図ります。

◆幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導が行われ、小学校教育への円滑な接続が可能となるように、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

◆子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等によるアウトリーチ型家庭教育支援等の取組を推進します。

※「アウトリーチ型家庭教育支援」とは…

保護者の居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等、届ける支援のことです。

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

※「地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校」とは…

スクールソーシャルワーカー、地域において支援に携わっている人材やNPO法人等の民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、学校区域ごとに苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげることです。

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

◆児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図り、貧困家庭の子どもたち

等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、やまぐち総合教育支援センターや県内全市町へのスクールソーシャルワーカーの配置・拡充を行い、学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する体制の充実を図ります。

◆児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーを全公立学校に配置し、学校においてスクールカウンセラーが機能する体制の充実を図ります。

◆「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区単位で学校、PTA等と連携・協働する家庭教育支援チームの設置やアウトリーチ型家庭教育支援等の推進、その担い手となる家庭教育支援者の養成を進めることにより、地域における相談・支援体制強化の充実を図ります。

※「スクールソーシャルワーカー」とは…

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施します。

※「スクールカウンセラー」とは…

公認心理師、臨床心理士、精神科医等や、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者で、児童生徒の心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムを実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行います。

※「家庭教育支援チーム」とは…

学校や地域、行政機関等と連携しながら、子育てや家庭教育についての相談活動や講座等を実施し、子育てや家庭教育をサポートするために市町等で編成されたチームのことであります。

②学校教育による学力保障

◆家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、家庭や地域との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法の工夫改善を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図るとともに、子どもたちの学力状況の把握に基づく課題の明確化と解決に向けた具体的な取組を強化します。

◆子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図るため、市町教育委員会と連携し、35人学級化等の学級集団の規模縮小と、複数教員の指導による学習集団の規模縮小を組み合わせた効果的な少人数教育を推進します。

◆高等学校では、各学校において、確かな学力を育むための明確な学校目標やチャレンジ目標を設定して、学校全体で取り組む体制づくりや、全ての学校におけるキャリア教育の視点に立った進路指導の推進体制を構築するとともに、全教職員が一体となって計画的に学力向上に取り組めます。

※「キャリア教育」とは…

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育のことです。

◆学校における支援体制を充実させるため、教員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、学校現場の課題解決力、校内研修等の深化に向けた支援の充実・強化を図ります。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 高校中退予防のための取組

◆各学校の特色や生徒の実態に応じた進路指導計画を工夫・改善し、各学校における組織的、計画的・系統的な進路指導の推進を図ります。

◆高校中退の防止や、大学等への進路支援等のため、生徒の抱える課題に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による相談・支援体制の整備・充実を図ります。

◆高等学校に在学中の生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うとともに、当該生徒の希望に応じ、学業の継続を支援します。また、日頃から、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう学校教育活動全体を通じて必要な指導を行います。

◆小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育を推進するとともに、学校と家庭、地域、産業界等との連携強化を図ります。これらの取組を通して、全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深め、体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図りながら、子どもたちのキャリア発達を促進します。

② 高校中退後の支援

◆高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら学習習慣の確立や基礎学力の定着をめざして学習相談及び学習支援を行います。

◆学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労や復学・就学を支援します。

◆高等学校等中退者が再び高等学校等で学び直す場合に、国の補助制度を活用して、卒業までの間、授業料の支援等を実施し、高等学校等における就学継続の支援に努めます。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の修学支援

◆真に支援が必要な低所得者世帯の者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度について、関係機関等と連携し、円滑な実施に取り組みます。

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

◆児童養護施設に入所する小・中学生が学習習慣を身に付けたり、高等学校等受験に向けた学力向上を図るため、大学生ボランティアの派遣等による学習支援の取組を推進します。

◆児童養護施設の入所児童等が、私立高等学校に通学する際の経済的負担の軽減を図ります。

◆児童養護施設等で暮らす子どもの進学を支援するため、進学に際して必要な学用品等の購入費や進学後の生活費等の貸付けを行います。

② 障害のある児童生徒等への支援

◆障害のある児童生徒等に対する支援の充実に向け、総合支援学校を中核とする早期からの教育相談の実施や医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図ります。

◆特別支援教育就学奨励費の支弁や通学バスの運行等により、障害のある児童生徒等に対する支援の充実を図ります。

③ 外国人児童生徒等への支援

◆外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保されるよう、市町立小中学校における日本語指導に係る加配教員の配置等を行います。

(6) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

◆就学援助費補助について、国において就学援助の実態に応じた補助金の充実が図られるよう働きかけるとともに、市町において、就学援助制度の周知の充実や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施等、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

◆高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度や、授業料以外の

教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援である高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度の活用により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減に努めます。

◆私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。

◆向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対する支援のため、引き続き、（公財）山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与に努めます。

③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

◆低所得者世帯の子どもの高等学校や大学等への就学を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度への補助を行います。

◆高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。

◆大学等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付します。また、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもに係る住宅扶助額を減額しないこととします。

④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

◆ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学継続や大学等への進学を断念することのないよう、引き続き、母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援を行います。

◆ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用について、引き続き支援を行います。

（7）地域における学習支援等

①地域学校協働活動における学習支援等

◆放課後子ども教室や土曜日等の教育活動等の取組を推進し、コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを生かした地域による学習支援の充実を図ります。

※「コミュニティ・スクール」とは…

学校運営協議会が設置されている学校のことです。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われています。

※「地域協育ネット」とは…

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組みです。

②生活困窮世帯等への学習支援

◆生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもやひとり親家庭の子どもの学習・進学意欲の向上、親の教育不安の解消を図るため、学習に関する支援を行います。

(8) その他の教育支援

①夜間中学校の設置に係るニーズの把握

◆義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている夜間中学校については、国や他の都道府県の状況等について市町教育委員会へ情報提供を行うとともに、市町教育委員会と連携してニーズの把握に努めます。

②学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

◆生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。

◆児童生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力養成のため、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

③多様な体験活動の機会の提供

◆長期自然体験活動やAFPYなどの特色ある体験活動、県立山口図書館や県立山口博物館等による専門性を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援を推進します。

※「AFPY」とは…

他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法です。

◆将来の国際交流の中心となっていく人材の基盤となる資質能力を育成していくために、語学力（英語力）の向上に向けて、イングリッシュキャンプ等、小・中・高等学校が連携した取組を進め、英語によるコミュニケーション能力を育成します。

2 生活の安定に資するための支援

(1) 妊娠・出産・子育て期における支援

①妊娠・出産期からの切れ目のない相談支援

◆妊産婦等が、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談支援が受けられるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。

※「子育て世代包括支援センター」とは…

市町に設置され、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、保健師や助産師等が総合的な相談支援を行うワンストップ拠点のことで。

※「ネウボラ」とは…

フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠期から就学前にかけて自治体が切れ目なくサポートするしくみ・拠点のことで。

◆SNSアプリとAIチャットボットの活用により、県民からの問い合わせに24時間365日対応するとともに、子育てに必要な機能や虐待等に関するSNS相談機能等を提供する総合的な子育て支援システムを構築し、出産から子育てまでの一貫した伴走型支援を行います。

◆子育ての悩みや不安に関する各種相談機関等のネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。

◆妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握するとともに、養育上の様々な問題を抱える家庭に対しては、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調状態に対する相談・助言などの養育支援を行います。

②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

◆乳児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組を支援します。

◆専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設を活用し、地域での生活を支援します。

(2) 保護者の生活支援

①保護者の自立支援

◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

◆子育てなどに悩みをもつひとり親家庭等については、育児不安の解消や、困っている時の相談相手を確保するため、「母子・父子交流会」を開催します。

◆ひとり親家庭等の親を対象とした家計管理・生活支援講習会を開催し、ひとり親家庭の親の自立を支援します。

◆修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行います。

②保育等の確保

◆就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、山口県子ども・子育て支援事業支援計画や各市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備等の取組を推進します。

◆「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町の取組を円滑に進めるため、福祉部局と教育委員会とが連携を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的あるいは連携した取組に向けた支援を行います。

◆保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で「子どもの貧困」に関する対応を盛り込む等により、担当職員の専門性の向上を図ります。

③保護者の育児負担の軽減

◆子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンターの普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。

◆児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ）に対する支援を行います。

④医療費に係る負担軽減

◆子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小学校就学前の乳幼児医療費の自己負担分の助成を行います。また、ひとり親家庭等の親及び子どもが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分の助成を行います。

(3) 子どもの生活支援

①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

◆生活保護世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支

援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行います。

◆ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことができる居場所づくりを推進します。

◆家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「子ども食堂」が、子どもたちのより身近な場所として、更には、地域住民の交流拠点として県内各地域に広がるよう、フードバンクをはじめ、関係団体、事業者等と連携して、子ども食堂の開設・運営のサポート体制を整備します。また、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に子ども食堂特別枠を設け、子ども食堂の普及・定着に取り組む団体の自主的・主体的な活動を支援します。

②社会的養育が必要な子どもへの生活支援

◆何らかの理由により実の親が育てられない社会的養護を必要とする子どもに対し、家庭と同様の養育環境における継続的な養育を提供することができるよう、里親への委託や特別養子縁組の推進を図ります。

◆児童養護施設等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導に取り組むといった多機能化・高機能化に向けた支援を行います。

③食育の推進に関する支援

◆乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成を図る大切な時期です。

このため、「健やか親子21（第2次）」等の趣旨を踏まえつつ、市町、関係団体と連携し、地域における食育の推進を図ります。

◆児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう、施設内における食育の推進に向けた支援を行います。

◆子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するよう促します。

(4) 子どもの就労支援

①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

◆生活保護世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援を行います。

◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。

②児童福祉施設入所児童等への就労支援

◆児童養護施設等で暮らす子どもが希望に応じた職業選択ができるよう職業指導等を行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職できるよう、アパート等を賃借する場合の身元保証人の確保や、就職するにあたり運転免許を必要とする場合の取得費用の一部助成を行います。

③高等学校に通学する子どもへの就労支援

◆就職を希望する全ての生徒に対して、「ガイダンスの充実」、「求人開拓の強化」、「マッチングの促進」を3つの柱とし、労働部局等関係機関と連携を深めながら、組織的できめ細かな就職支援を行います。

④高校中退者等への就労支援

◆山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、ニート等の若者に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立を支援します。また、学校が労働部局等関係機関と連携して就労支援機関等が実施する支援内容等について高校中退者等へ情報提供を行うなど、実情に応じた就労支援を行います。

◆若者の職業能力を高め、安定した雇用に結びつけるため、高等産業技術学校におけるデュアルシステム訓練や山口しごとセンターと連携した企業魅力体験プログラムの実施など、就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練に取り組みます。また、学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、職業訓練による支援や求職者支援訓練（特に基礎コース）について周知に努めます。

※「デュアルシステム」とは・・・

座学と企業実習を組み合わせた職業訓練のことです。

⑤子どもの社会的自立の確立のための支援

◆子どもの職業的自立を推進するため、母子家庭等就業・自立支援センターや山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供します。

(5) 住宅に関する支援

◆母子世帯、父子世帯、生活保護世帯及び多子世帯について、県営住宅に係る優先入居枠を確保するほか、住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅の登録の促進や、子育て世帯等の民間賃貸住宅の円滑な入居に関する相談・情報提供等を行います。

◆ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き行います。

◆生活困窮者自立支援法に基づき、離職や自己の都合によらない収入の減少等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

①家庭への復帰支援

◆措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が保護者に子どものへの接し方等の助言やカウンセリングを行うとともに、一定期間は、地域の関係機関等と連携して、子どもの安全確認、保護者への相談・支援等を行います。

②退所後の相談支援

◆進学や就職ができなかった子どもや、自立に向けて継続した支援が必要な子どもについては、22歳になる年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住させ、必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子どもについては、自立支援資金貸付事業の実施等により、子どもの自立に向けた継続的な支援を行います。

(7) 支援体制の強化

①児童家庭支援センターの相談機能の強化

◆子どもや家庭の相談について、児童福祉の専門機関と一緒に問題解決の支援を行う児童家庭支援センターが地域支援を十分行えるよう機能強化を図ります。

②社会的養護の体制整備

◆社会的養護の充実のため、児童養護施設等における職員の配置基準の充実や里親支援担当職員の配置の推進等について、国へ要望するなど必要な支援を行います。併せて、新たに里親になる人材を確保するため、制度説明会の開催や制度のPR活動を積極的に行うとともに、質の高い里親養育を実現するため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関を設置します。

③児童相談所等の体制強化

◆増加する児童虐待に対応するため、引き続き、児童福祉司等専門職員を増員する

とともに、児童福祉司等専門職員に対するキャリアアップ研修や、関係機関との連携強化のための分野別研修により職員の資質向上を図ります。また、児童相談所及び市町の情報共有に向けたネットワークを構築し、行政間の連携強化による漏れない対策を推進します。

④ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進

◆ひとり親が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、市町窓口における適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や児童扶養手当の現況届時期等における集中相談体制の構築を促します。また、事務手続に係る負担軽減のため、添付書類の省略の推進等に努めます。

⑤生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

◆生活困窮者自立相談支援事業の支援員と母子・父子自立支援員等の連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

⑥相談職員の資質向上

◆生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を行います。

◆生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。

◆ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修を行い、関係職員の専門性の向上を図ります。

◆思春期精神保健対策研修等により、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）の養成に取り組みます。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

①仕事と子育ての両立に向けた支援

◆やまぐち働き方改革支援センターを中心とした、企業に身近な相談支援体制を充実・強化し、長時間労働の縮減や多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向けた企業の自主的な取組を支援します。また、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進など「働き方改革」の実現に向け、県内企業のモデルとなる取組を強化・拡大します。

◆山口しごとセンターを中心に、女性の未就業者に対する就業意欲の喚起やマッチング、企業に対する働きやすい職場環境整備等の支援を一体的に行い、女性の希望に応じた就業を促進します。

(2) ひとり親に対する就労支援

①ひとり親家庭の親への就労支援

◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。

◆児童扶養手当受給者に対して、自立目標や支援内容を設定・記載した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な支援を行います。

◆就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進するため、ひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金事業を通じ、ひとり親家庭の親の就業を支援します。

◆子育て女性等の再就職を支援するため、国の各種支援制度や子育て女性向け企業情報など、企業や子育て女性等に情報提供を行うとともに、職業能力の開発・向上に向けた職業訓練において、託児サービス付き訓練や離職者等再就職訓練の定員に母子家庭の母等の専用枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。

②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

◆一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育等のサービスの提供、児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）や夜間・休日の養護（トワイライトステイ）等により、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立を支援します。

③ひとり親家庭の親の学び直しの支援

◆ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。また、高等学校等への就学を希望する生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要

件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。

（3）ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

①就労機会の確保

◆生活困窮者や生活保護受給者の就労を促進するため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。

②非正規雇用から正規雇用への転換

◆国の行う非正規雇用労働者の正社員への移行の促進に向けた職業訓練機会の確保の取組の周知による支援を行います。また、5月の「県内就職促進月間」における経済団体や企業への訪問、山口しごとセンターによる企業への個別求人開拓など、あらゆる機会をとらえて、企業に対し、正規雇用の拡大を要請します。

4 経済的支援

①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

◆児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施します。

また、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令改正に伴う児童扶養手当制度に係る事務の円滑な履行に努めます。

②養育費の確保の推進

◆ひとり親家庭の養育費の確保のため、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや支払の履行、強制執行に関する相談・調整や情報提供等、養育費に関する相談支援を行います。

◆母子・父子自立支援員等の相談関係者が、養育費確保に向けた相談に適切に対応できるよう、養育費の取得手続や面会交流、関係機関・団体との連携等に関する研修を行います。

◆離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性を理解してもらうため、相談窓口や養育費に関する知識、面会交流の取決めなどについて、法律等の専門家による支援講座を開催するとともに、パンフレットを用いた分かりやすい情報提供、啓発活動に努めます。

③山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度による支援

◆会社倒産や事業不振等により、離職を余儀なくされた勤労者の生活の安定を図るため、大学教育資金や生活資金などを貸付けます。

第5章 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策

新型コロナウイルスの感染拡大による学校の臨時休業等に伴い子育て負担が増加する一方で、離職や休業等により収入が減少するなど、特に就労形態が不安定な母子世帯等を始めとする生活困窮世帯が影響を受けていると考えられます。

このため、学びの機会の確保や子育て世帯の負担軽減が図られるよう新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策を推進します。

1 教育の支援

◆ICTを活用した家庭学習の充実や臨時休業等においても学びの機会を確保するため、通信環境が整っていない家庭の児童生徒に対し、モバイルルーターを貸与します。

※「ICT」とは…

コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術 (Information and Communication Technology) のことです。

◆これからの時代に必要な資質能力の育成に向け、先端技術を活用して質の高い教育を実践するため、県立学校の全児童生徒を対象に端末を配備します。

◆私立高等学校等におけるICTを活用した教育環境の整備について、国の制度等を活用し、支援します。

◆県立大学が経済的に困窮する学生に対して実施する授業料等減免への補助を行います。

◆私立専門学校が経済的に困窮する学生に対して実施する授業料減免への支援を行います。

◆家計急変により、保護者の収入が激減した世帯に対して、高等学校等の授業料の減免及び授業料以外の教育費負担軽減のための奨学給付金を支給します。

◆低所得世帯の家庭学習を支えるため、高校生等に対する通信費を支援します。

2 生活の安定に資するための支援

◆定例的に実施している子ども食堂の開催に代えて、または追加して行う食事の配達、小規模・分散化での子ども食堂の追加開催等、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援します。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による企業説明会の開催が困難な中での企業との出会いの場として、WEB会議システムを活用した就職フェア等を開催します。(令和2年度)

◆離職や自己の都合によらない収入の減少等により経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

◆新型コロナウイルス感染拡大の防止に対応するため、在宅でできる公共職業訓練「eラーニングコース」を実施します。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・雇い止めされた離職者等の早期の再就職を促進するため、人手不足業種の県内事業所に正規雇用された方に対して支援金を支給します。(令和2年度)

4 経済的支援

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を行います。(令和2年度)

◆新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、一時的な生計維持や日常生活の維持のための貸付を必要とする世帯に対し、山口県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金(緊急小口資金等)の特例貸付を行います。

第6章 計画の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、庁内関係課が一体となって、教育、福祉、労働分野等地域における関係団体等との連携・協力を得ながら、計画の着実な推進を図ります。

子どもの貧困対策の推進に当たっては、市町の取組が極めて重要であることから、県と市町が一体となって取り組むとともに、国の動向及び補助制度の市町への情報提供、県計画の考え方や市町に関連する取組の説明、市町が「子どもの貧困対策計画」を策定する場合の助言や必要なデータなどを提供すること等により、市町の取組を支援します。

また、早期に課題を持つ子どもやその家庭を把握するとともに、身近な地域で協働して支援する体制の構築が必要であるため、民生・児童委員や、ボランティア等を対象とした様々な研修や会議等の場において、支援制度の周知や地域の好事例の紹介等を通じて、行政・学校等と地域の連携をより一層図る取組を促進します。

この計画に掲げた施策の実施状況や対策の効果等の進捗状況については、「山口県子どもの貧困対策推進計画」及び「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」の円滑な推進を図ることを目的として平成28年11月に設置した「山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」において、定期的な点検・評価を行います。

この計画については、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況、計画に掲げられた施策の実施状況やその効果等、また国における法改正や大綱の見直し状況を勘案し、必要に応じて見直しを検討します。

附属資料

第1期計画の取組状況

第1期計画においては、子どもの貧困対策を進めるために、16の項目を指標として設定し、その改善に向けて、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを柱として施策を推進してきました。

計画の進捗管理・評価にあたっては、平成28年11月に「山口県子ども貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」を設置して本計画の点検・評価を行うとともに、様々なご意見を伺いながら施策に取り組んでまいりました。

この結果、多くの取組については、概ね計画どおり進めることができたところです。

指標については、母数が少なく年度毎の変動が大きいことなどにより、悪化又は足踏みしている項目もありますが、全体としては、概ね順調に推移しています。

「山口県子ども貧困対策推進計画」指標進捗状況

項 目	指 標	
	策定時	直近値 (R1)
○生活保護世帯に属する子どもについて		
《就労支援等の状況調査》	H25. 4. 1	H30. 4. 1
高等学校等進学率	87. 1%	87. 0%
高等学校等中退率	2. 8%	3. 5%
大学等進学率	19. 6%	26. 9%
中学校卒業後の進路（就職率）	3. 9%	2. 2%
高等学校等卒業後の進路（就職率）	62. 7%	58. 2%
○児童養護施設の子どもについて		
《社会的養護の現況に関する調査》	H25. 5. 1	H30. 5. 1
中学校卒業後の進路（進学率）	97. 7%	84. 2%
高等学校等卒業後の進路（進学率）	12. 9%	51. 7%
中学校卒業後の進路（就職率）	0. 0%	0. 0%
高等学校等卒業後の進路（就職率）	74. 2%	41. 4%
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率		
《山口県教育庁学校安全・体育課調》	H26	H31
スクールソーシャルワーカーの配置人数	58人	80人
スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	32. 8%	100. 0%
スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	100. 0%	100. 0%
○就学援助制度に関する周知状況		
《就学援助制度調査》	H25	H29
毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	42. 1%	63. 2%
入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	57. 9%	84. 2%
○ひとり親家庭の親の就業率		
《山口県ひとり親世帯等実態調査》	H24. 7. 1	H29. 11. 1
母子家庭の就業率	87. 8%	92. 3%
父子家庭の就業率	91. 2%	91. 0%